

# オーストラリアのネットいじめ対策 —児童ネット安全コミッショナーの設置—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 井樋 三枝子

## 【目次】

はじめに

### I 法制定の経緯

- 1 これまでのいじめへの取組とネットいじめ
- 2 ネットいじめ発生への対応—被害者救済、被害拡散防止—

### II ネットいじめに対応する新たな仕組み—2015年児童オンライン安全強化法—

- 1 児童ネット安全コミッショナーの新設
- 2 ソーシャル・メディア・サービスの規制
- 3 ソーシャル・メディア・サービス利用者の規制

おわりに

翻訳：2015年児童オンライン安全強化法

## はじめに

子どものいじめは、彼らが共に過ごす校内又は通学時、課外活動・放課後等の学校に関連した場所や時間に発生することが多く、学校、学校を所管する行政機関、学校を取り巻く地域社会等による対応という側面から取り組まれてきた。

しかし昨今、子どものインターネット利用やスマートフォン等の電子通信機器の所有が増加し、これらを用いた「ネットいじめ」が、場所や時を問わず発生し、大きな問題となっている。オーストラリアも例外ではなく、2014年の調査<sup>(1)</sup>によると、1年間で8歳から17歳までの子どもの20%がネットいじめを体験しており、2012年に行われた調査では、Facebook等のソーシャル・メディア・ネットワークを通じた児童のいじめに関し、対象国24か国中で、最も被害に遭いやすいのはオーストラリアであるという結果<sup>(2)</sup>が出ている。この問題に対応するため、オーストラリア連邦議会は、「2015年児童オンライン安全強化法（Enhancing Online Safety for Children Act 2015）」（2015年法律第24号）を2015年3月5日に可決した（2015年3月24日裁可、同年7月1日施行）。本稿では、この法律の背景と概要を紹介し、あわせて同法の全文を訳出する。なお、「2015年児童オンライン安全強化法」における「児童」とは、18歳未満の者を指している（第4条）。

### I 法制定の経緯

---

(1) Genevieve Butler, “Enhancing Online Safety for Children Bill 2014,” *Bills Digest*, No.78, 3 Mar. 2015, p.5. <[http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/3690221/upload\\_binary/3690221.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/3690221%22](http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/3690221/upload_binary/3690221.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22legislation/billsdgs/3690221%22)> ニューサウスウェールズ大学社会政策研究センターによる調査。以下、インターネット情報は2015年9月9日現在である。

(2) *ibid.* 一方で、チャット、メール等を通じたいじめは、他国と比して少ない傾向があるとされている。

## 1 これまでのいじめへの取組とネットいじめ

インターネット等の利用にあたっては、プライバシー情報の漏えい・悪用や犯罪等に巻き込まれる危険性があり、児童への教育の必要性も増している。ネットいじめは、これらネットリテラシー教育の一環としても取り扱われてきた事項であった。オーストラリアでは、学校や教育機関以外でも、放送、インターネット、電気通信等を所管する連邦通信省やオーストラリア通信メディア庁 (Australian Communications and Media Authority: ACMA)、連邦警察等により児童のインターネット等の安全な利用に関する複数のプログラムが実施されてきた<sup>(3)</sup>。

2013年9月までの労働党政権下で、連邦議会は児童によるインターネットの安全な利用の観点から幅広い検討を行っており、セクスティング (sexting。自分撮り等による性的な図画のオンラインでのやりとり)、身分詐称・成りすまし、ネット中毒、そしてネットいじめ等の様々な問題に関して、サイバー安全合同特別委員会から報告書<sup>(4)</sup>が提出された。

当時野党であった保守連合は、このような労働党政権の取組に対して一定の評価を行いつつも、特にネットいじめの問題を重要視して、2013年の連邦議会選挙に際し、ネットいじめ対応に、より特化した討議文書「児童オンライン安全強化に関する保守連合政策」<sup>(5)</sup>を、政権への対案として提案した。2013年の選挙では、保守連合が勝利し、政権が交代する結果となり、2014年12月3日に前述の討議文書の内容に基づいた法案が、連邦議会に提出され、成立した。

## 2 ネットいじめ発生への対応—被害者救済、被害拡散防止—

インターネット上で行われるネットいじめは、検知されにくく、時間を問わず、短期間で被害が拡散し、継続し、被害者に逃げ場がなく、被害者が自殺に追い込まれるといった悲惨な結末を招きうる深刻な問題である。今回の法律は、このようなネットいじめに特化し、その特質に合った対応の必要性という観点から提案されたもので、これまでのように学校や地域社会ではなく、電気通信行政やインターネット業界が、被害者の迅速な救済と被害拡散の防止に取り組むことを目的とした。特に児童の利用が多く、いじめの舞台となりやすい Facebook のようなソーシャル・メディア・サービス業界が行政と連携し、協力していくための仕組み作りを目指したものである<sup>(6)</sup>。

特定の児童を標的として、故意にいじめるための書込み (写真、動画その他を含む) が、ソーシャル・メディア・サービスに投稿された場合、このような書込みを迅速に削除し、それ以上の書込みの投稿を停止することによって、被害を食い止めなければならない。しかし、このような「ネットいじめの書込みの投稿」という行為は、影響が大きいにもかか

(3) Department of Communications, “Enhancing Online Safety for Children,” 22 Jan. 2014, pp.26-27. <[https://www.communications.gov.au/sites/g/files/net301/f/Discussion\\_Paper\\_-\\_Enhancing\\_Online\\_Safety\\_for\\_Children.pdf](https://www.communications.gov.au/sites/g/files/net301/f/Discussion_Paper_-_Enhancing_Online_Safety_for_Children.pdf)>

(4) Joint Select Committee on Cyber-Safety, *High-Wire Act: cyber-safety and the young, Interim report*, Canberra: Parliament of the Commonwealth of Australia, 2011. <[http://www.aph.gov.au/parliamentary\\_business/committees/house\\_of\\_representatives\\_committees?url=jssc/report/fullreport.pdf](http://www.aph.gov.au/parliamentary_business/committees/house_of_representatives_committees?url=jssc/report/fullreport.pdf)> ; *idem, Issues surrounding cyber-safety for Indigenous Australians, report*, Canberra: Parliament of the Commonwealth of Australia, 2013. <[http://www.aph.gov.au/parliamentary\\_business/committees/house\\_of\\_representatives\\_committees?url=jssc/indigenous\\_australians/report/full\\_report.pdf](http://www.aph.gov.au/parliamentary_business/committees/house_of_representatives_committees?url=jssc/indigenous_australians/report/full_report.pdf)>

(5) Coalition Online Safety Group, “The Coalition’s Discussion Paper on Enhancing Online Safety for Children,” 9 November 2012. <<https://lpaweb-static.s3.amazonaws.com/The%20Coalition%E2%80%99s%20Discussion%20Paper%20on%20Enhancing%20Online%20Safety%20for%20Children.pdf>>

(6) Justine Elliot, “Second reading speech: Enhancing Online Safety for Children Bill 2014, Enhancing Online Safety for Children (Consequential Amendments) Bill 2014,” House of Representatives, *Debates*, 23 February 2015, pp.33-34; Karen McNamara, “Second reading speech: Enhancing Online Safety for Children Bill 2014, Enhancing Online Safety for Children (Consequential Amendments) Bill 2014,” House of Representatives, *Debates*, 23 February 2015, pp.10-11.

ならず、明確に犯罪とは言えない場合も多く、警察や法執行機関が迅速に対応することが難しかった。また、標的となった児童やその親、学校等が書込みの削除等を求めても、ソーシャル・メディア・サービス側の様々な制度が未整備であること等から、納得のいく対応を受けることも困難な場合が多かった。

オーストラリアでは、インターネット上の有害コンテンツの削除に関しては、「オンラインコンテンツ計画」<sup>(7)</sup>により対応が行われてきた。「オンラインコンテンツ計画」では、問題のあるコンテンツの削除をコンテンツ提供者に要請できる権限をACMAに付与していた。ただし、この場合に削除対象となるのは、ビデオゲームや映像等の審査を行う連邦政府機関であるオーストラリア等級審査委員会 (Australian Classification Board) のレーティングにおいて、RC (いずれの等級にも該当せず、審査拒否として流通・販売等が禁止)、成人指定<sup>(8)</sup>、MA15+ (15歳未満販売等禁止) 等の内容を含むコンテンツであって、児童によるアクセスが制限されない状態に置かれているものに限られており<sup>(9)</sup>、ネットいじめのような中傷的な書込み等は、削除要請の対象とはなっていなかった<sup>(10)</sup>。

これらを踏まえ、今回の立法では、ネットいじめを専門に担当する公的機関として児童ネット安全コミッショナーを新たに設置し、ネットいじめの書込みの削除等の問題に対応させることとなった。

## II ネットいじめに対応する新たな仕組み—2015年児童オンライン安全強化法—

ネットいじめに対応する新たな仕組みを定めた2015年児童オンライン安全強化法は、全10章、108か条からなる。

### 1 児童ネット安全コミッショナーの新設

#### (1) 児童ネット安全コミッショナー

児童ネット安全コミッショナー (以下「コミッショナー」という。) は、連邦通信大臣により任命され (第50条)、この法律に基づき、独立性を持って権限を行使し、任務を遂行する。コミッショナーの職務は、第15条で規定されており、主なものとしては、ネットいじめの書込みに対する苦情取扱制度の運営、児童のインターネットの安全な利用に関する教育プログラムの認証・評価制度の運用<sup>(11)</sup>、児童のオンライン上の安全の推進 (具体

(7) 「オンラインコンテンツ計画」とは、「1992年放送事業者法 (Broadcasting Services Act 1992)」附則第7に基づき、オンライン上の攻撃的で違法な記述や書込みを社会的に注視し、児童がこれらに晒されることを防止する計画で、具体的には、インターネット上の有害コンテンツに対する苦情の調査、(国内にホストがある場合) コンテンツの削除の指示、有害コンテンツについてのフィルタリング業者への情報提供、違法コンテンツの警察への通報等を行うものである。“Online content regulation,” Department of Communications and the Arts Website. <<https://www.communications.gov.au/policy/policy-listing/online-content-regulation>>

(8) 成人指定には、R18+ 及び X18+ の2つがあり、ともに18歳未満の者への販売が禁止される (前者は暴力表現、後者は性的表現を理由とする)。RC、MA15+ 等を含み、これらは、「1995年等級 (出版、映画及びコンピューターゲーム) 法 (Classification (Publications, Films and Computer Games) Act 1995)」に基づく規制である。“How it all works Classification Law.” Australian Classification Website <<http://www.classification.gov.au/Information/Pages/Home.aspx>>

(9) 削除要請に従わない企業に対して、ACMAは罰金を科すことも可能で、削除要請に従わない場合の制裁 (業界団体からの排除) 等を規定することにより、強制力を持たせている。

(10) Coalition Online Safety Group, *op.cit.*(5), pp.5-6.

(11) 児童のインターネットの安全な利用に関する教育プログラムの認証・評価制度の運用は、「オンラインコンテンツ計画」の一部であるが、これまでの同プログラムは、ネットいじめの防止や対応といった側面から見ると不十分なものが多かったと認識されている。そのため、コミッショナーは、ネットいじめの観点からもプログラムの認証を行うこととされた。コミッショナーの認証済みプログラムを導入する学校に対しては、政府からの補助が行われる。2014-15年度児童オンライン安全特別会計の予算は総額1000万ドルで、うち750万ドルは学校に対するコミッショナー認証済みプログラム導入の補助金となっている。“Leading online safety expert Alastair

的には、ACMAにより管理・運営されていた「オンラインコンテンツ計画」を所管すること。)及びその他の関連機関との連携等となっている。

コミッショナーは、任期が最長5年の常勤のポストで、ソーシャル・メディア・サービス運営、インターネット産業の運営、オンラインの安全及び通信又は児童福祉分野に関して十分な経験や知識を有する者が任命される<sup>(12)</sup>。

コミッショナーは、苦情の取扱いやソーシャル・メディア・サービスへの対応等に関する職務や権限について、別途、行政規則で定めることもでき、公務員だけではなく民間の会社(2001年会社法に基づき登記されているもの又は保証有限責任会社)に委任もできる(第64条)。このような仕組みは、オーストラリアの連邦機関でもこれまでに例がない<sup>(13)</sup>。

## (2) コミッショナーによる苦情処理

オーストラリアの児童は、ソーシャル・メディア・サービスやそれに付随するメッセージサービス<sup>(14)</sup>等において、ネットいじめの標的とされている場合には、コミッショナーに対し、苦情を申し立てることができ、親、保護者その他児童に対し権限を有する者は、児童に代わって苦情を申し立てることができる<sup>(15)</sup>。ただし、苦情の申立てにおいては、その前にソーシャル・メディア・サービスに対し苦情を申し立て、削除を求めておくことを条件としており、ソーシャル・メディア・サービスに削除を求めたにもかかわらず、対応がなされなかったことについての証拠の添付を必要とする(第18条)。

また、コミッショナーは、警察による対応が適切と思われる深刻な苦情については、迅速に判断して付託する(第92条)。

さらに、コミッショナーは、申し立てられた全ての苦情に対し調査をする義務を負っておらず、自己の判断で調査を終了することもできる<sup>(16)</sup>(第19条)。

コミッショナーの苦情対応において、このような手続を踏むこととした理由は、膨大なインターネット上の問題に、コミッショナーが全て対応することは、人員等の問題上、困難であり、苦情が増えすぎないようにすることで、適切で迅速で効果的な処理を行わせるためである<sup>(17)</sup>。

## (3) オーストラリアの児童を標的とするネットいじめの書込み

この法律において、苦情等の対象となるのは、「オーストラリアの児童を標的とするネットいじめの書込み(以下「ネットいじめの書込み」という。)」である。これに対しては、ソーシャル・メディア・サービスは、苦情が申し立てられてからごく短期間(基本的に48時間以内)での削除が求められることとなり、迅速な削除を行わない場合は、コミッショナーから法的拘束力のある通告(ソーシャル・メディア・サービス通告、第35条)を受

---

MacGibbon appointed Children's e-Safety Commissioner." 19 March 2015. Minister for Communications Website <[http://www.minister.communications.gov.au/paul\\_fletcher/news/leading\\_online\\_safety\\_expert\\_alastair\\_macgibbon\\_appointed\\_childrens\\_e-safety\\_commissioner#.Vft-1Kyp3fM](http://www.minister.communications.gov.au/paul_fletcher/news/leading_online_safety_expert_alastair_macgibbon_appointed_childrens_e-safety_commissioner#.Vft-1Kyp3fM)>

(12) 初代「児童ネット安全コミッショナー」には、アラスデア・マクギボン氏(Alastair MacGibbon, キャンベラ大学インターネット安全センター長)が任命された。

(13) Butler, *op.cit.*(1), p.14.

(14) エンドユーザ間のメッセージサービス等のように、ソーシャル・メディア・サービスに関連して提供されるサービス(法律では「関連する電子サービス」と呼ばれる。)のこと。

(15) この場合、児童の意思に反しての苦情の申立ても可能であるが、コミッショナーは、苦情の調査着手の判断に当たっては児童の見解を(その年齢成熟度に応じて)考慮に入れるよう期待されている。Butler, *op.cit.*(1), p.11.

(16) 例えば、学校での処理が適切と思われる軽微な苦情等については、調査を行わなくてもよい。ibid.

(17) *ibid.*

ける可能性もある。したがって、法律上の定義に当たっては、有害な書込みを洩らさず対象とできるほどの広がりを持つ必要がある一方、広すぎる定義とならないようにする必要があった。

その結果、ネットいじめの書込みは、条文上、詳細に定義されることとなり、その要件は、①ソーシャル・メディア・サービス上<sup>(18)</sup>に掲載されている書込みであること、②特定のオーストラリアの児童に対する書込みであること、③深刻な脅迫、嫌がらせ、侮辱の結果を生じさせる可能性がある書込みであることとされた（第5条）。

しかし、実際に「何をネットいじめの書込みと解釈するのか」は、最終的には、個別の書込みが置かれている文脈等を、総合的に判断して行うこととなる。例えば、児童はオンラインでのやり取りにおいて、罵詈雑言や、軽蔑的用語を友人に向けることがあるが、これらの全てがネットいじめの書込みとも言い難く、問題の書込みが繰り返されているのか、用いられている言葉の激しさはどの程度か、相手はどう反応しているか等を検討して判断される。また、コミッショナーがネットいじめの書込みと認める場合の条件については、行政規則でも規定できるとされている<sup>(19)</sup>。

## 2 ソーシャル・メディア・サービスの規制

今回、新たに作られたネットいじめに関するソーシャル・メディア・サービスへの規制の仕組みの特徴は、①ソーシャル・メディア・サービスを2種類に分類すること<sup>(20)</sup>、②書込みに対する苦情対応を2段階で行うことである（「図 2種類のソーシャル・メディア・サービスと2段階の苦情対応」を参照）。

### (1) 2種類のソーシャル・メディア・サービス

児童による何らかのアクセスが想定されるソーシャル・メディア・サービスは、まず第1種としての指定を、コミッショナーに宣言される。第1種は、この法律で定める「オンライン上の基本安全要求」<sup>(21)</sup>（第21条）に従った苦情取扱計画や利用規約を策定し、ネットいじめの書込みについての苦情を受けた場合は、自社の苦情取扱計画等に基づき、自発的に削除に取り組むこととされる。

この第1種が、書込みの削除を迅速に行わない場合、コミッショナーは書込みの削除を要求する通知を出すことができるが、この通知に法的拘束力はない。

一方、第2種としての指定は、コミッショナーの勧告を受け、通信大臣（以下「大臣」という。）により宣言される。ソーシャル・メディア・サービスは、自主的に第2種としての指定の宣言を求めることもできるが、第2種の指定の主な対象として想定されているのは、オーストラリアにおけるシェアが圧倒的であるような大規模なソーシャル・メディア・サービス（第31条）である。

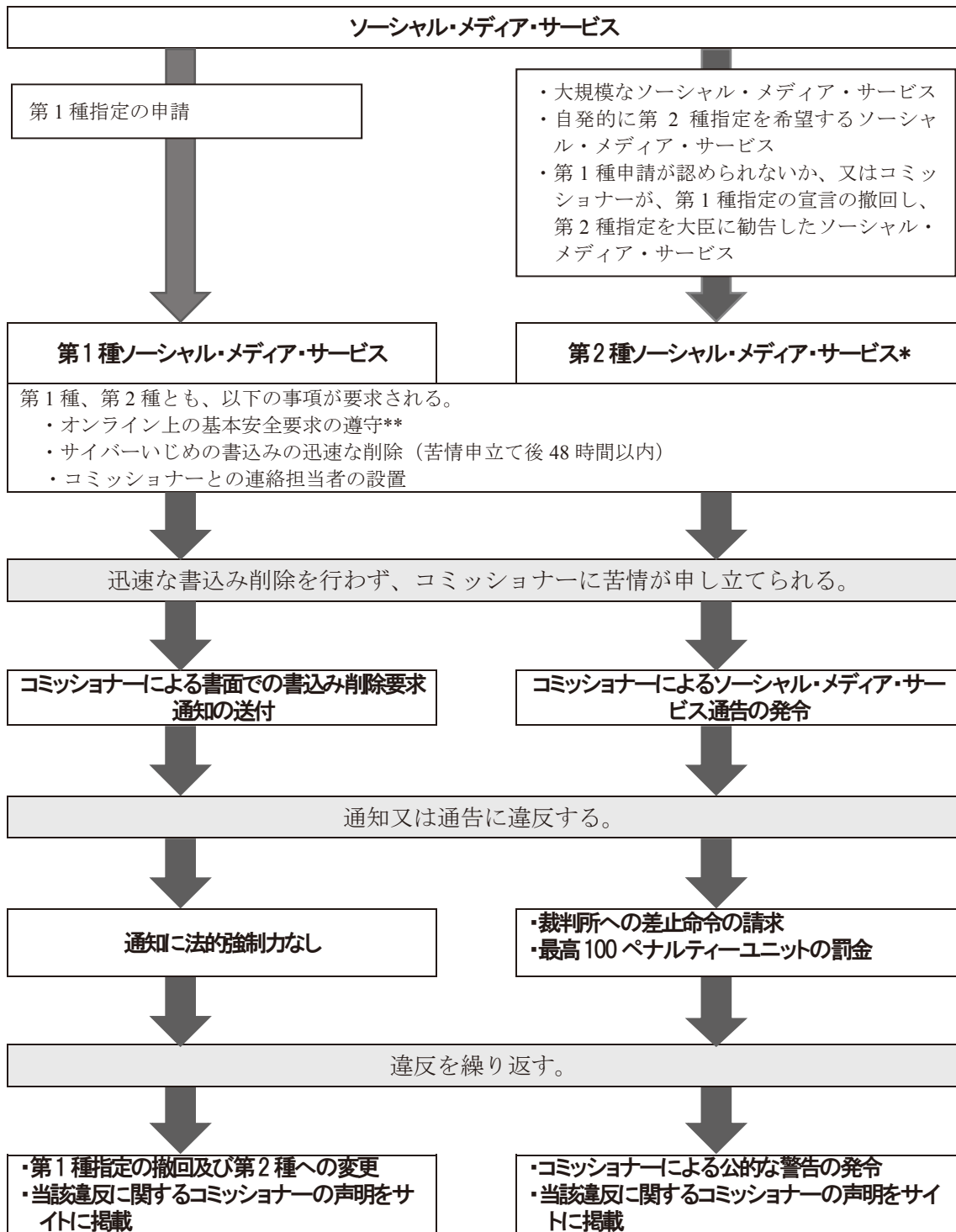
(18) 「関連する電子サービス上」を含む。前掲注(14)

(19) これについては、法案審議時、立法権の不適切な委任のおそれがあるという指摘もあった。Butler, *op.cit.*(1), p.8.

(20) ソーシャル・メディア・サービスであっても、アクセス可能な者や書込みの投稿等をサービスの提供側が全て制御しており、ネットいじめの発生が防止されるようなサービスである場合などは、対象とならない（第9条）。

(21) オンライン上の基本安全要求には、次の3つが必要とされている。①利用規約においてネットいじめを明示的に禁止すること、②エンドユーザが、利用規約違反の書込みの削除要求を行うための苦情処理計画を定めること、③コミッショナーとの連絡担当者を定めること。オンライン上の基本安全要求を遵守しない場合、コミッショナーは、ウェブサイト上に、当該ソーシャル・メディア・サービスの不遵守の状況に関する声明を掲載する（第38条）。

図 2 種類のソーシャル・メディア・サービスと 2 段階の苦情対応



・コミッショナーとは、児童ネット安全コミッショナーを指す。

\* 第2種の指定を受けた後、3か月間、ソーシャル・メディア・サービス通告を遵守している場合には、第1種に変更の可能性がある。

\*\* オンライン上の基本安全要求の不遵守の場合も、コミッショナーサイト上で声明が公表される。

(出典) 筆者作成

第2種の指定を宣言されたソーシャル・メディア・サービスも、第1種と同様、オンライン上の基本安全要求に従った苦情取扱計画を策定し、ネットいじめの書込みについての苦情を受けた場合は、自社の苦情取扱計画に基づき、自発的に削除しなければならない。適切で迅速な対応がされないときは、コミッショナーからネットいじめの書込みの投稿の削除を命じるソーシャル・メディア・サービス通告の発令を受ける。この通告は、法的拘束力を有し、違反には民事罰も科せられる。

このように、ソーシャル・メディア・サービスを2種類に分けて規制することとなった理由は、規制のコストと有効性を検討した結果であるとされている<sup>(22)</sup>。

小規模ソーシャル・メディア・サービスは、国外にホストを置く等、オーストラリアの管轄権の対象となるか否かで微妙な問題を有する場合もあり、このようなソーシャル・メディア・サービスに、法的拘束力のある通告を発令しても、それが遵守されるとは限らないため、規制コストの観点で考えると、小規模ソーシャル・メディア・サービスを第2種として指定し、規制する意義が乏しい。しかし、このような小規模ソーシャル・メディア・サービスに対して、オンライン上の基本安全要求に基づいた自社の苦情取扱計画や利用規約を策定させ、自発的に削除に取り組ませることには利点がある。

多くの小規模ソーシャル・メディア・サービスは、しっかりとした苦情取扱計画や利用規約を有しておらず、書込みの削除を求める苦情があったとしても、削除すべきかどうかの判断が困難であるとして、積極的に対応してこなかったという経緯がある。第1種として指定し、苦情取扱計画等を策定させることで、ソーシャル・メディア・サービスは「どのような書込みがネットいじめにあたるか」、「どのような書込みをネットいじめとして削除できるか」等を苦情取扱計画や利用規約において各自で規定することにより、判断に迷うことなく書込みの削除に取り組めるため、ネットいじめの被害者の迅速な救済と被害の拡大防止のための有効な手段となる可能性が生じると考えられるためである。

一方、多数のオーストラリアの児童が利用し、ネットいじめの多くが発生しているのは、Facebook や Twitter 等の巨大なソーシャル・メディア・サービス上であるという調査結果があり、これらの大規模ソーシャル・メディア・サービスに対する規制は最も重要である。さらに、これらの企業は大規模であるがゆえに、企業イメージを重要視せざるをえず、迅速で自発的な苦情への対応や法的拘束力のある通告の遵守が、十分に期待できる。そのため、大規模ソーシャル・メディア・サービスについては、第2種として指定し、法的拘束力のある通告の対象として規制する意義があり、コストに見合うと考えられた。

## (2) 2段階の苦情対応

(1)で述べたとおり、第1種、第2種とも、提供するサービス上で、ネットいじめの書込みに対する苦情が発生した場合、まず、1段階目として、自社の苦情取扱計画に従って対応を行うことが求められる(第29条及び第35条)。

ソーシャル・メディア・サービスに対する苦情申立てから48時間以内に当該書込みの削除がなされなかった場合に、コミッショナーに対する苦情の申立てが認められる(ただし、その際には、先にソーシャル・メディア・サービスに対して苦情の申立てを行っている証拠を添付しなければならない。)。そして、コミッショナーは、当該ソーシャル・メディ

---

(22) House of Representatives, *Enhancing Online Safety for Children Bill 2014, Enhancing Online Safety for Children (Consequential Amendments) Bill 2014: Explanatory Memorandum*, pp.38-47. ([http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r5387\\_ems\\_d2990172-46c7-4b35-9eff-364175a7fbef/upload\\_pdf/399598.pdf;fileType=application%2Fpdf](http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r5387_ems_d2990172-46c7-4b35-9eff-364175a7fbef/upload_pdf/399598.pdf;fileType=application%2Fpdf))

ア・サービス上にある問題の書込みがネットいじめの書込みであると認めた場合は、当該書込みの削除をソーシャル・メディア・サービスに命じる。これが2段階目の対応である。

ただし前述のとおり、2段階目の対応の持つ法的意味合いは、第1種と第2種で異なっており、第1種に対する、コミッショナーからのネットいじめの書込み削除を要求する通知には法的拘束力はないが、第2種に対しては、法的拘束力のあるソーシャル・メディア・サービス通告が発令される。

ソーシャル・メディア・サービス通告に違反すると、1日あたり最高で100ペナルティユニット(1万8千オーストラリアドル、約160万円)<sup>(23)</sup>の罰金責任が生じる(第36条)。また、通告違反の場合には、コミッショナーは裁判所に対し、問題の第2種に対する差止命令を求めることができる(第48条)。

第2段階目でコミッショナーから発令された通知や通告を、ソーシャル・メディア・サービスが遵守しない場合にコミッショナーが取る対応も、第1種と第2種では異なる。

第1種が、通知の不遵守を12か月繰り返す場合は、コミッショナーは、第1種に指定した宣言を撤回することができ、さらに大臣に対し、当該ソーシャル・メディア・サービスを第2種として指定する宣言を行うよう、大臣に勧告することができる(第25条、第30条及び第31条)。

ソーシャル・メディア・サービスが、ソーシャル・メディア・サービス通告をはじめ、コミッショナーからの様々な指示につき不遵守を繰り返す場合や、オンライン上の基本安全要求を遵守しない場合には、コミッショナーは、当該ソーシャル・メディア・サービスに公的な警告を発し、また、ウェブサイト上に当該不遵守の状況に関する声明を掲載することができる(第37条から第40条まで)。

### (3) ソーシャル・メディア・サービス

この法律においてソーシャル・メディア・サービスとは、その目的を「2以上のエンドユーザ間のネット上の社交的<sup>(24)</sup>な交流」とするものをいい、エンドユーザ同士をリンクさせ、相互交流できるようにして、同サービス上に書込みの投稿やその共有を認めるようなものを指している。書込みには、文字だけでなく、図画や動画の投稿も含まれる。法律上、ソーシャル・メディア・サービスについての定義の詳細は、行政規則で定めると規定されるが、これは変化の速い業界に対応するためである。

## 3 ソーシャル・メディア・サービス利用者の規制

ネットいじめの書込みに関しては、ソーシャル・メディア・サービスだけでなく、そのエンドユーザに対しても規制が行われることとなった。その主なものが、ネットいじめの書込みを投稿したエンドユーザに対するコミッショナーからのエンドユーザ通告であり、この通告はソーシャル・メディア・サービス通告と同様、法的拘束力を有している。

### (1) エンドユーザ通告

エンドユーザ通告は、①ネットいじめの書込みの削除のために、合理的なあらゆる対策

(23) 「1914年刑法(Crimes Act 1914)」(1914年法律第12号)第4AA条第1項に基づき、この法律の制定時には、1ペナルティユニットは170オーストラリアドルであったが、2015年7月31日からは、「2015年刑法改正(ペナルティユニット)法(Crimes Legislation Amendment (Penalty Unit) Act 2015)」(2015年法律第88号)により、1ペナルティユニットは、180ドルに引き上げられた。

(24) 社交目的であるため、商業を目的とするやり取りは含まれない。



を講じること、②それ以上の書込みの投稿を停止すること、③ネットいじめの書込みの標的となった被害者に対し謝罪することの3つの全て又はいずれかを、ネットいじめの書込みの投稿を行ったエンドユーザに要求するものである<sup>(25)</sup>。

エンドユーザ通告に従わない場合、コミッショナーは、公的な警告を発し（第44条）、裁判所に差止命令（第48条）を求めることができ、通告に実効性を持たせている。

ソーシャル・メディア・サービス通告やエンドユーザ通告等については、ネットいじめ行為が発生した場合に、その迅速な停止を求める被害者に、煩雑な書面による手続を課すような制度であってはならないという点が重視された。そして、立法過程においては、他国の制度や法案<sup>(26)</sup>が参照され、様々な検討が行われた。

## (2) 書込みの削除と表現の自由との関係

書込みの削除に関しては、表現の自由の侵害に当たるかどうかという点も着目される。今回の法案の提出に際し、政府が、「2011年人権（議会精査）法（Human Rights (Parliamentary Scrutiny) Act 2011）」（2011年法律第186号）に基づき審査した結果、法案には、「人種差別撤廃条約（International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination）」（1975年9月30日批准）、「児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）」（1990年12月17日批准）等の6つの国際条約で規定される人権を侵害する要素はないとされた。

特に児童の表現の自由については、「児童の権利に関する条約」において規定され、保護されているが、この権利も無制限ではなく、他者の権利や名誉を尊重して必要な範囲で制限を受ける可能性があるとし、ネットいじめの書込みは、個人の名誉への不法な攻撃やプライバシー権の侵害にあたり、これらを守るために行われる書込みの削除は、その目的上、合理的に必要な制限であるという結論となった<sup>(27)</sup>。

(25) 法案準備段階で、利害関係者に対し意見聴取が行われた際、オーストラリア・インタラクティブ・メディア産業協会（AIMIA）は、エンドユーザ通告の運用に関して実効性に懸念を表明し、その理由として、次の3つを挙げた。①ソーシャル・メディア・サービス上では投稿を本名ではない「ハンドルネーム」で行うことがあり、このような場合、コミッショナーはエンドユーザ通告の相手方である個人を迅速に特定することが困難である。②Twitterのように、「フォロー」していない者に対しては、直接メッセージを送信できない仕組み（嫌がらせのメッセージを防止するための仕組み）を用いてサービスが提供されている場合は、標的やコミッショナーを「フォロー」しない状態で、ネットいじめの投稿を行っているエンドユーザに対し、被害者もコミッショナーも、直接メッセージを送信することができない。③多くのソーシャル・メディア・サービスにおいては、アカウント登録時に、登録すべき個人情報の種類を選択可能にしており、匿名に近い状態での登録も可能であるため、コミッショナーが、迅速にエンドユーザ通告を送付することは容易ではない。ただしAIMIAは、警察等の法執行機関又はコミッショナーのような行政機関に対し、サービス利用者の個人情報をどこまで開示できるかということについては、加盟各社とも明確な方針を保持していることも付け加えている。Butler, *op.cit.*(1), p.13.

(26) 今回の立法では、ニュージーランドで2013年に提出、2015年7月2日に裁可された「2015年有害電気通信法（Harmful Digital Communications Act 2015）」（2015年公法律第63号）が、特に参照された。これは、電気通信上の「有害な書込み」による深刻な被害の防止と被害者への迅速で効果的な被害是正手段の提供を目的とする法律で、有害な書込みにあたるものは、他者の個人情報の開示、嫌がらせ、「釣り」・「煽り」行為、自殺の教唆・扇動の書込み等であり、幅広い。有害な書込みが深刻な被害を引き起こす場合、投稿者や投稿を掲載した企業は、最長2年の拘禁刑又は最高5万ニュージーランドドルの罰金（約400万円、企業は20万ニュージーランドドル）を科される（申出を受け96時間以内に書込みを削除した企業は免責）。また、有害な書込みに対する苦情を受け付け、投稿内容や投稿者を調査する新機関の設置と、被害者が、投稿者や企業に対し書込みの削除や謝罪を命じる裁判所命令を求めるとの制度の運用を、この法律の裁可後2年以内実施する規定がおかれ、裁判所命令に反する場合は、最長6か月の拘禁刑又は最高2千ニュージーランドドルの罰金（約16万円、企業は2万ニュージーランドドル）が科される。このニュージーランドの立法は、企業による「迅速な書込みの削除」を目的とする点が、今回のオーストラリアの立法と共通しているが、オーストラリアの立法が「児童による」ネットいじめと、いじめの舞台となるソーシャル・メディア・サービス規制に特化したもので、ソーシャル・メディア・サービスに課されるのが民事罰のみという内容である一方、ニュージーランドでは、対象は児童やいじめに限られておらず、有害な書込み一般の迅速な削除を確保することを目指している点が異なっている。House of Representatives, *op.cit.*(22), p.37; “Harmful Digital Communications Bill 2013(2014 No 168-2),” *Bills Digests*, No.2166. (<http://www.parliament.nz/en-nz/pb/legislation/bills/digests/50PLLaw21661/harmful-digital-communications-bill-2013-2014-no-168-2>)

(27) House of Representatives, *op.cit.*(22), p.7 (The Statement of Compatibility with Human Rights)

## おわりに

ネットいじめに関しては、2013年にカナダのノバスコシア州が、広く一般からネットいじめの通報を受け付け、その調査を行う公的機関を設置する州法<sup>(28)</sup>を制定している。この州法により新設された機関は、加害者がネットいじめ行為に用いた電子機器等の押収や、加害者にネットいじめ行為の停止を命じる差止命令を、裁判所に求める権限を付与されており、ネットいじめに対して実効性のある新制度であるとして注目された。

ノバスコシア州の制度は、ネットいじめの加害者と被害者との関係を軸としたものであるが、今回のオーストラリアの立法は、そこからさらに進み、電気通信行政による規制も含めた内容で、ソーシャル・メディア・サービス業界によるネットいじめ問題への自主的な取組を促すとともに、行政による規制も行うものであり、児童のネットいじめ問題に対する別の切り口を提示しているといえよう。

また、今回のオーストラリアの立法では、コミッショナーの職務や権限の民間企業への委任を可能とする規定が置かれているが、これについても、今後の実際の運用が注目される<sup>(29)</sup>。

(いび みえこ)

(28) 井樋三枝子「【カナダ】サイバーいじめ対応及び防止のための州法改正」『外国の立法』No.257-1, 2013.10, pp.4-5. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8320915\\_po\\_02570102.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8320915_po_02570102.pdf?contentNo=1)>

(29) 2015年7月1日から業務を開始したコミッショナー事務局は、事務局のウェブサイトの他、Facebook、Twitter及びYoutubeにアカウントを設置して活動している。コミッショナー事務局のFacebookのタイムライン上では、同サービスのエンドユーザにより、「Facebookによる書き込み削除の対応が非常に遅いこと」を訴える投稿がされ、それに対し、約1時間後、コミッショナー事務局が「ソーシャル・メディア・サービスが48時間以内に苦情に対応しない場合は、コミッショナーが苦情を受け付ける」として、苦情の申立て方法の案内を投稿するなどの活動が見られる。Office of the Children's eSafety Commissioner, Facebook. <<https://www.facebook.com/eSafetyOffice/>>

# 2015 年児童オンライン安全強化法

Enhancing Online Safety for Children Act 2015(No.24, 2015)

2015 年 3 月 24 日裁可

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 井樋 三枝子訳

## 【目次】

- 第 1 章 通則
- 第 2 章 児童ネット安全コミッショナー
- 第 3 章 ネットいじめの書込みに関する苦情
- 第 4 章 ソーシャル・メディア・サービス
- 第 5 章 エンドユーザ通告
- 第 6 章 法執行
- 第 7 章 コミッショナーの運営に関する規定
- 第 8 章 児童オンライン安全特別会計
- 第 9 章 情報開示
- 第 10 章 雑則

## 第 1 章 通則

### 第 1 条 短縮題名

この法律は、「2015 年児童オンライン安全強化法」として引用することができる。

### 第 2 条 施行

(1) この法律の規定は、次の表の第 1 欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ第 2 欄に定める日から施行する。第 2 欄に定めるその他の規定は、その条件に従って適用する。

施行情報		
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
規定	施行	年月日・詳細
1. 第 1 条及び第 2 条並びにこの表に掲げるものを除く、この法律のその他の規定	この法律が裁可を受けた日	2015 年 3 月 24 日
2. 第 3 条から第 108 条まで	布告で別に定める 1 日。 ただし、この法律が裁可を受けた日から起算して 6 か月の間に施行されない場合は、当該期間終了の次の日に施行する。	2015 年 7 月 1 日 (F2015L00768)

(2) [第 1 項の] 表の第 3 欄に掲げる情報は、この法律の一部ではない。この法律の公布において、第 3 欄には情報が挿入され、又は追加されうる。

\* 本稿は、オーストラリア政府サイト「ComLaw」掲載の Enhancing Online Safety for Children Act 2015 (<https://www.comlaw.gov.au/Details/C2015A00024/Download>) を訳出したもので、インターネット情報は 2015 年 11 月 12 日現在である。本稿では、原文においてイタリック体で表記される見出し及び太字イタリックで表記される用語は、全てゴシック体で表記する。イタリック体で引用される法律名は、「」を用いて表記する。なお、法律中の注記 (Note) については、本稿では訳出を省略した。以下、注は全て訳者によるものであり、[ ] は、訳者による補記である。

### 第 3 条 この法律の概要

- ・ 児童ネット安全コミッショナーを設置する。
- ・ コミッショナーの主要な職務は、オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みに対する苦情取扱制度の運営である。
- ・ 当該制度には、次に掲げる事項を含む。
  - (a) オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みのソーシャル・メディア・サービスからの迅速な削除のための 2 段階の計画
  - (b) 第 1 種ソーシャル・メディア・サービスは、オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みを同サービスから削除することが要求される。
  - (c) 第 2 種ソーシャル・メディア・サービスは、オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みの同サービスからの削除を要求する通告（**ソーシャル・メディア・サービス通告**）を受ける。
  - (d) オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みを投稿する者は、当該書込みの削除、ネットいじめの書込みの投稿の停止又は当該書込みの投稿についての謝罪を要求する通告（**エンドユーザ通告**）を受ける。
- ・ コミッショナーは、次に掲げる職務も担う。
  - (a) オンライン上の児童の安全の促進
  - (b) オンライン上の児童の安全に関する連邦の省、当局及び機関間の活動の調整
  - (c) 従前は ACMA により運営されていたオンラインコンテンツ計画の運営

### 第 4 条 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

**アクセス**とは、次に掲げるものを含む。

- (a) (例えば、パスワードの使用のような) 前提条件を課せられるアクセス
- (b) プッシュ技術経由によるアクセス
- (c) スタンディングリクエスト経由によるアクセス

**アカウント**とは、次に掲げるものを含む。

- (a) 無料アカウント
- (b) プリペイド方式のアカウント
- (c) アカウントと同等であると合理的に認めることができるあらゆるもの。

**ACMA**とは、オーストラリア通信メディア庁をいう。

**成人**とは、18 歳以上の者をいう。

**歳出予算法**とは、統合歳入基金からの支出のための金額の割当てに関する法律をいう。

**オーストラリア**とは、地理的意義において使用するときは、全ての外地準州を含む。

**オーストラリアの児童**<sup>(1)</sup>とは、オーストラリアに、通常居住する児童をいう。

**オーストラリアの警察**とは、次に掲げるいずれかをいう。

- (a) オーストラリア連邦警察
- (b) 州又は準州の警察

**オンライン上の基本安全要求**の意味は、第 21 条で定めるところによる。

**通信キャリア事業**とは、「1997 年電気通信法」<sup>(2)</sup>におけるものと同じ意味を有する。

(1) この法律における児童の定義は、同条に置かれており、18 歳未満の者を指す。

(2) Telecommunications Act 1997 (1997 年法律第 47 号)。電気通信や通信業者の規制に関して定める法律。

児童とは、18歳未満の者をいう。

児童オンライン安全特別会計とは、第72条で設置するものをいう。

民事手続には、民事訴訟を含む。

コミッショナーとは、児童ネット安全コミッショナーをいう。

児童の権利に関する条約とは、1989年11月20日にニューヨークで署名された児童の権利に関する条約をいう。

オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みの意味は、第5条で定めるところによる。

非特定化：情報が次に掲げるいずれかに関する者に該当しない場合は、当該情報は非特定化されている。

- (a) 特定可能な個人
- (b) 合理的に特定可能である個人

電子サービスとは、次に掲げる(a)又は(b)をいい、(c)又は(d)を含まない。

- (a) エンドユーザに対し、通信キャリア事業を使用した書込みへのアクセスを認める事業
- (b) 通信キャリア事業を用いてサービスが提供される場合には、書込みを受信するために適切な装備を有する者に対し、その書込みを提供するサービス
- (c) (「1992年放送事業法」<sup>(3)</sup>における) 放送事業
- (d) (「1992年放送事業法」における) データ放送事業

エンドユーザ通告とは、第42条第1項に基づく通告をいう。

行政規則とは、第108条に基づき制定されるものをいう。

書込みとは、次に掲げるいずれの形式であるか否かにかかわらず、書込みのことをいう。

- (a) 文章
- (b) データ
- (c) 発話、音楽又は他の音声
- (d) (動画か否かを問わず) 画像
- (e) その他のあらゆる形式
- (f) あらゆる形式の組合せ

オンライン上の児童の安全とは、オーストラリアの児童にとって安全な方法でソーシャル・メディア・サービス及び電子サービスが使用可能であることをいい、また、それらのサービスを用いたオーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みからのオーストラリアの児童の保護を含む。

親：この法律において、いかなる者についても親が誰であるかを限定することなく、「1975年家族法」<sup>(4)</sup>における意味の範囲内で、ある者が誰かの子である場合、その誰かは、ある者の親である。

ソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスのエンドユーザによる投稿の意味は、第7条で定めるところによる。

ソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスへの掲載の意味は、第6条で定めるところによる。

---

(3) Broadcasting Services Act 1992 (1992年法律第110号)。テレビ及びラジオ放送の規制について定める法律。

(4) Family Law Act 1975 (1975年法律第53号)。家族制度、氏名等に関して定める法律。

ソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスの**プロバイダ**の意味については、第 105 条の適用を受けるものとする。

**関連する電子サービス**とは、次に掲げるあらゆる電子サービスをいう。

- (a) エンドユーザが電子メールを用いて、他のエンドユーザと通信を行うことを可能とするサービス
- (b) エンドユーザが他のエンドユーザと通信を行うことを可能とするインスタントメッセージサービス
- (c) エンドユーザが他のエンドユーザと通信を行うことを可能とする [ 電話番号経由の ] ショートメッセージサービス (SMS)
- (d) エンドユーザが他のエンドユーザと通信を行うことを可能とするマルチメディアメッセージサービス (MMS)
- (e) エンドユーザが他のエンドユーザと通信を行うことを可能とするチャットサービス
- (f) エンドユーザが他のエンドユーザとともにオンラインゲームを行うことを可能とするサービス
- (g) 行政規則において特定する電子サービス

ソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスからの**削除**の意味は、第 8 条で定めるところによる。

**サービス**には、ウェブサイトを含む。

**ソーシャル・メディア・サービス**の意味は、第 9 条で定めるところによる。

**ソーシャル・メディア・サービス通告**とは、第 35 条第 1 項に基づく通告をいう。

ネットいじめの書込みの**標的**の意味は、第 5 条で定めるところによる。

**利用規約**には、合理的に利用規約と同等と認められるあらゆるものを含む。

**第 1 種ソーシャル・メディア・サービス**とは、第 23 条第 4 項に基づく宣言の対象となるソーシャル・メディア・サービスをいう。

**第 2 種ソーシャル・メディア・サービス**とは、第 30 条第 1 項に基づく宣言の対象となるソーシャル・メディア・サービスをいう。

**使用**の意味については、第 106 条の適用を受けるものとする。

#### 第 5 条 オーストラリアの児童を標的とするネットいじめの書込み

(1) この法律において、書込みが、次の (a) から (c) までに掲げる状況を全て満たす場合には、(d) 及び (e) であるものとする。

- (a) 書込みが、ソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービス上に掲載されている状況
- (b) 合理的な判断力を有する通常人であれば、次に掲げる結論に達すると考えられる状況
  - (i) 当該書込みが、特定のオーストラリアの児童に対し影響を与えることを意図したと見込まれること。
  - (ii) 当該書込みが、当該オーストラリアの児童を深刻に脅かし、深刻におそれさせ、深刻に嫌がらせを行い、又は深刻に侮辱するという影響を当該オーストラリアの児童に対して与えると見込まれること。
- (c) 行政規則（に定められる場合には）に規定されるようなその他の状況
- (d) 当該書込みは、当該オーストラリアの児童を標的とするネットいじめの書込みである。

- (e) 当該オーストラリアの児童が、当該書込みの標的である。
- (2) 第1項にいう影響とは、次に掲げる直接又は間接の結果をいう。
  - (a) 当該オーストラリアの児童にアクセスされるか、又は当該児童に対して伝達される当該書込みの直接の結果
  - (b) 1又は複数の他者にアクセスされるか、又はその者に対して伝達される当該書込みの間接の結果
- (3) 第1項の規定は、第4項の規定に従って効力を有する。
- (4) この法律において、ある者の投稿が次に掲げる状況を全て満たす場合には、当該書込みは、オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みであるとはみなさない。
  - (a) ある者が、次に掲げる条件を全て満たしている場合
    - (i) オーストラリアの児童に対して権限を有する地位にある。
    - (ii) ソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスのエンドユーザである。
  - (b) 当該者が、その権限の適法な行使において、当該サービスに書込みを投稿している場合
  - (c) 書込みの投稿が、合理的な方法による合理的な行為である場合

#### **第6条 書込みがソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービス上に掲載される場合**

この法律において、書込みがソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスを用いて、1又は複数のエンドユーザに対してアクセス可能であるか、1又は複数のエンドユーザに対して伝達される場合には、当該書込みは当該サービスに掲載されているものとする。

#### **第7条 書込みがソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスのエンドユーザにより投稿される場合**

この法律において、書込みがソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスを用いて、1又は複数のエンドユーザに対してアクセス可能であるか、1又は複数のエンドユーザに対して伝達されることが、あるエンドユーザにより引き起こされる場合には、当該書込みは、当該サービスに投稿されているものとする。

#### **第8条 書込みがソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスから削除される場合**

この法律において、書込みがソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスを用いて、1又は複数のオーストラリアのエンドユーザに対してアクセス可能でないようにするか、1又は複数のエンドユーザに対して伝達されないようにすることが、あるエンドユーザにより引き起こされる場合には、当該書込みは、当該サービスから削除されているものとする。

#### **第9条 ソーシャル・メディア・サービス**

- (1) この法律において、**ソーシャル・メディア・サービス**とは、次の(a)又は(b)に掲げるものをいうが、(第4項又は第5項で定義する)免除されるサービスを含まない。
  - (a) 次に掲げる条件を満たす電子サービス
    - (i) 当該サービスの唯一又は最重要の目的が、2以上のエンドユーザ間のオンライン上のソーシャルな交流を可能とすることであること。
    - (ii) 当該サービスが、エンドユーザに他の[複数の]エンドユーザの一部又は全部へのリンク又は交流を許容していること。

(iii) 当該サービスが、エンドユーザにサービス上への書込みの投稿を許容していること。

(iv) 行政規則（に定められる場合には）に規定されるようなその他の条件

(b) 行政規則において特定する電子サービス

(2) 第1項(a)(i)におけるオンライン上のソーシャルな交流には、社交目的で書込みを共有することをエンドユーザに可能とするオンライン上の交流を含む。

(3) 第1項(a)(i)に規定する条件を満たすか否かの判断に際しては、次に掲げる目的のものとは考慮しない。

(a) 当該サービスの広告としての書込みの掲載

(b) 当該サービスの広告としての書込みの掲載からの収入の発生

#### 免除されるサービス

(4) この条において、次の(a)又は(b)に掲げるサービスは、**免除されるサービス**とする。

(a) 当該サービスにおける書込みが、いずれもオーストラリアにおける1又は複数のエンドユーザに対してアクセス可能でなく、1又は複数のエンドユーザに対して伝達されるものでない場合

(b) 当該サービスが行政規則において特定されている場合

(5) コミッショナーは、次の(a)及び(b)に掲げる事項を満たすと認める場合、書面により、当該サービスがこの条における**免除されるサービス**であると宣言することができる。

(a) 電子サービスが、次の(i)又は(ii)に掲げる事項について制御を行っていること。

(i) 当該サービスに掲載された書込みにアクセスできる者又は書込みの伝達を受ける者

(ii) 当該サービスに投稿される書込み

(b) (a)にいう制御が、当該サービスに掲載される当該書込みのいずれもが、オーストラリアの児童を標的とするネットいじめの書込みではないという結果を達成することに有効であること。

(6) 第5項に基づく宣言は、制定法に基づく法的文書ではない。

#### 第10条 国王に対する拘束

この法律は、[制度としての]国王<sup>(5)</sup>[のいずれの資格又は能力]について[も]拘束する。

#### 第11条 この法律の適用

(1) この法律は、全ての外地準州にも適用する。

(2) この法律は、オーストラリア外の行為、不作為、問題及び事項にも適用する。

#### 第12条 児童の権利に関する条約

(1) この法律により又はこの法律に基づき付与される職務の遂行において、コミッショナーは、児童の権利に関する条約に関する考慮を、適切に行わなければならない。

(2) 第1項の規定は、コミッショナーが考慮することができる事項を制限するものではない。

(5) この条文における国王(crown)とは、個々の君主ではなく、議会、大臣、公務員等が属する国家制度の中における機能としての国王を意味していると考えられる。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011、p.272。



## 第2章 児童ネット安全コミッショナー

### 第13条 この章の概要

- ・児童ネット安全コミッショナーを設置する。
- ・コミッショナーの主要な職務は、オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みに対する苦情取扱制度の運営である。
- ・コミッショナーの職務は、次に掲げる職務も担う。
  - (a) オンライン上の児童の安全の促進
  - (b) オンライン上の児童の安全に関する連邦の省、当局及び機関間の活動の調整
  - (c) 従前は ACMA により運営されていたオンラインコンテンツ計画の運営

### 第14条 児童ネット安全コミッショナー

児童ネット安全コミッショナーを設置する。

### 第15条 コミッショナーの職務

- (1) コミッショナーの職務は、次に掲げる事項とする。
  - (a) 次に掲げるいずれかによってコミッショナーに付与される職務
    - (i) この法律
    - (ii) 「1992年放送事業法」附則第5及び第7<sup>(6)</sup>
    - (iii) その他の連邦法
  - (b) オンライン上の児童の安全の促進
  - (c) オンライン上の児童の安全を改善するための方策の実施の支援及び振興
  - (d) オンライン上の児童の安全に関する連邦の省、当局及び機関の活動の調整
  - (e) オンライン上の児童の安全に関する情報の収集、分析、解釈及び発信
  - (f) オンライン上の児童の安全に関する教育的で促進的なコミュニティ啓蒙事業の支援、振興、指導、認定及び評価
  - (g) 連邦を代表してオンライン上の児童の安全に関する財政的援助のための補助金の交付
  - (h) オンライン上の児童の安全に関する研究の支援、振興、指導及び評価
  - (i) (インターネット上であるか否かにかかわらず) オンライン上の児童の安全に関する報告書及び論文の発表
  - (j) 大臣に対するオンライン上の児童の安全についての報告の提出
  - (k) 大臣に対するオンライン上の児童の安全についての助言
  - (l) オンライン上の児童の安全について、他の者、組織及び[州]政府との相談及び協力
  - (m) この法律に基づき義務を負う者への助言及び支援
  - (n) この法律の遵守についての監視
  - (o) この法律の遵守の促進
  - (p) 次に掲げる事項に関する書面でのガイドライン又は声明の作成
    - (i) オンライン上の児童の安全に関与する者及び団体の最良実例の推奨
    - (ii) オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みに関係する事件の時宜にかなった適切な解決を促すための指示

(6) 前掲注(3). 附則第5及び第7は、インターネットやインターネット上で提供するコンテンツサービスに関して規定する。

- (q) (p) に基づき作成されるガイドライン及び声明の促進
- (r) 行政規則（に定められる場合には）において特定するその他の職務
- (s) 上述の職務の遂行に付帯してもたらされ、又は上述の職務の遂行がもたらすあらゆる事項の実行

#### 補助金交付

- (2) 財政的援助は、第 1 項 (g) に基づき、次に掲げる相手に交付することができる。
  - (a) 州
  - (b) 準州
  - (c) 州又は準州以外の者
- (3) 第 1 項 (g) に基づき交付される財政的援助の諸条件は、連邦と補助金受領者との間の書面による合意において提示されるものとする。
- (4) 第 3 項に基づく合意は、コミッショナーが連邦を代表して締結するものとする。  
**ガイドライン及び声明は制定法に基づく法的文書ではないこと**
- (5) 第 1 項 (p) に基づき作成されるガイドライン及び声明は、制定法に基づく法的文書ではない。

#### 第 16 条 コミッショナーの権限

コミッショナーは、その職務の遂行のため、又は職務の遂行に関連して行うのに必要又は便宜となるあらゆる事項を行う権限を有する。

### 第 3 章 ネットいじめの書込みに関する苦情

#### 第 17 条 この章の概要

・オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みのための苦情取扱制度について定める。

#### 第 18 条 ネットいじめの書込みに関する苦情

##### オーストラリアの児童により申し立てられる苦情

- (1) オーストラリアの児童が、特定のソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスにおいて掲載されていたか、又は掲載されているネットいじめの書込みの標的に、自分になっていたか、又はなっていると信じるに足る理由がある場合には、当該児童は、コミッショナーに対し、当該事項について苦情を申し立てることができる。

##### オーストラリアの児童を代理して申し立てられる苦情

- (2) (a) に掲げる場合で、(b) に掲げるいずれかであるときは、責任者は、児童を代理して、コミッショナーに対し、当該事項について苦情を申し立てることができる。
  - (a) ある者（責任者）が、オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みについて、特定のソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスにおいて掲載されていたか、又はなっていると信じるに足る理由を有しているとき。
  - (b)(i) 責任者が当該児童の親又は保護者であるとき。
  - (ii) 責任者が当該事項について苦情を申し立てることを、当該児童が承認しているとき。

##### オーストラリアの児童であった成人により申し立てられる苦情

- (3) ある者が、次の (a) 及び (b) に掲げる場合で、(c) 及び (d) であるときに限り、当該者は

コミッショナーに対し、当該事項について苦情を申し立てることができる。

(a) 成人である場合

(b) 自己がオーストラリアの児童であったとき、特定のソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスにおいて掲載されていたネットいじめの書込みの対象であったと信じるに足る理由を有している場合

(c) 当該者が当該事項を認識するようになった後、合理的な期間内に、当該苦情を申し立てるとき。

(d) 当該者が18歳に達した後、6か月以内に当該苦情を申し立てるとき。

#### ソーシャル・メディア・サービスに掲載された書込みについての苦情

(4) 次の(a)及び(b)に掲げる場合には、この条に基づく当該苦情は、当該書込みが当該サービスの苦情取扱計画に基いてすでに申し立てられた苦情の対象であったという証拠を伴わなければならない。

(a) この条に基づき、ある者により申し立てられた苦情が、第1種ソーシャル・メディア・サービスに掲載されていたか、又はされている書込みに関するものである場合

(b) 当該者が第29条に基づき当該サービスから当該書込みを削除することを当該プロバイダに要求する通知について、当該サービスのプロバイダに発令するようコミッショナーに求める場合

(5) 次の(a)及び(b)に掲げる場合には、この条に基づく当該苦情は、当該書込みが当該サービスの苦情取扱計画に基いてすでに申し立てられた苦情の対象であったという証拠を伴わなければならない。

(a) この条に基づき、ある者により申し立てられた苦情が、第2種ソーシャル・メディア・サービスに掲載されていたか、又はされている書込みに関するものである場合

(b) 当該者が当該サービスからの当該書込みの削除を当該プロバイダに要求するソーシャル・メディア・サービス通告について、当該サービスのプロバイダに発令するようコミッショナーに求める場合

(6) 第4項及び第5項においては、証拠は、コミッショナーにより要求される形式でなければならない。

(7) ソーシャル・メディア・サービスが、通常の業務手順の一環として苦情に対して受領書を発行し、又は苦情番号を付与する場合、コミッショナーは、証拠が当該受領書又は苦情番号の形式であることを要求できる。

(8) ソーシャル・メディア・サービスが、通常の業務手順の一環として苦情に対して受領書を発行しない又は苦情番号を付与しない場合、コミッショナーは、証拠が、次に掲げるいずれかの形式であることを要求できる。

(a) スクリーンショットの形式

(b) 宣誓供述書の形式

(c) コミッショナーが特定するその他の形式

(9) 第7項及び第8項は、第6項を制限しない。

(10) 第6項、第7項、第8項に基づく要求は、制定法に基づく法的文書ではない。

#### 第19条 苦情の調査

(1) コミッショナーは、第18条に基づき申し立てられた苦情について調査することができる。

(2) この条に基づく調査は、コミッショナーが適切と考えるように行うものとする。

- (3) 調査のために、コミッショナーは、適切と考える者から情報を入手し、及び適切と考える調査を行うことができる。
- (4) 第1項、第2項及び第3項は、(コミッショナーに特定の調査権限を付与する)「1992年放送事業法」第13章<sup>(7)</sup>の適用を受ける。

#### 調査の終了

- (5) コミッショナーは、この条に基づく調査を終了させることができる。

## 第4章 ソーシャル・メディア・サービス

### 第1節 総則

#### 第20条 この章の概要

- ・ 連邦議会は、各ソーシャル・メディア・サービスが、オンライン上の基本安全要求を遵守するよう期待する。
- ・ オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みのソーシャル・メディア・サービスからの迅速な削除のための2段階の計画について定める。
- ・ 第1種ソーシャル・メディア・サービスは、オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みの当該サービスからの削除を要求される。
- ・ 第2種ソーシャル・メディア・サービスは、オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みの当該サービスからの削除を要求する通告（ソーシャル・メディア・サービス通告）を受ける。

#### 第21条 オンライン上の基本安全要求

- (1) この法律において、ソーシャル・メディア・サービスに対する**オンライン上の基本安全要求**とは、次に掲げる内容を満たしていなければならない。
- (a) 次に掲げる規定を、当該ソーシャル・メディア・サービスの利用規約に含むこと。
- (i) エンドユーザがネットいじめの書込みを、当該サービス上に投稿することを禁じる規定
  - (ii) (i)が対象とするものと同等であると合理的に認めることができる規定
- (b) 当該サービスのエンドユーザが、当該サービスの利用規約に違反するネットいじめの書込みを当該サービスから削除するよう要求できる根拠となる苦情取扱計画を、当該サービスが有すること。
- (c) 次に掲げる条件を満たす個人を置くこと。
- (i) 当該サービスのプロバイダの従業員又は代理人であること。
  - (ii) この法律における当該サービスの連絡担当者として任命されていること。
- (d) 連絡担当者の連絡先の詳細が、コミッショナーに通知されていること。
- (2) この条において、**ネットいじめの書込み**とは、通常に用いられる意味とする。

#### 第22条 連邦議会の期待に関する声明

- (1) 連邦議会は、各ソーシャル・メディア・サービスがオンライン上の基本安全要求を遵守するよう期待する。

(7) 前掲注(3). 第13章は、オーストラリア通信メディア庁 (ACMA) と児童ネット安全コミッショナーにより収集される情報について規定する。

- (2) コミッショナーは、実現可能な限り、ソーシャル・メディア・サービスのプロバイダに対し、その期待について伝達しなければならない。
- (3) 第1項及び第2項は、裁判手続によって強制的に課せられる義務に対しては適用しない。

## 第2節 第1種ソーシャル・メディア・サービス

### A款 第1種ソーシャル・メディア・サービスの宣言

#### 第23条 第1種ソーシャル・メディア・サービスの宣言

##### 申請

- (1) ソーシャル・メディア・サービスのプロバイダは、当該サービスが第1種ソーシャル・メディア・サービスとしての宣言を受けることをコミッショナーに対し、申請することができる。
- (2) 申請は、次の(a)から(c)までの全てを満たす方法で行われなければならない。
- (a) 書面
  - (b) コミッショナーにより承認された書式
  - (c) 行政規則において特定する情報の添付
- (3) 申請には、第29条に基づき当該サービスのプロバイダに対して求められるいかなる要求も、第29条第2項に基づいて求められなければならないという声明を含むことができる。

##### 宣言

- (4) 次の(a)から(c)までに掲げる場合には、コミッショナーは、書面により、当該ソーシャル・メディア・サービスが、この法律における第1種ソーシャル・メディア・サービスであると宣言しなければならない。
- (a) 第1項に基づき、第1種ソーシャル・メディア・サービスとしての宣言のための申請が行われている場合
  - (b) コミッショナーが、当該サービスがオンライン上の基本安全要求を遵守していると認める場合
  - (c) 当該サービスが、第2種ソーシャル・メディア・サービスではない場合

##### 拒否

- (5) 次の(a)及び(b)に掲げる場合には、コミッショナーは、(c)及び(d)を行わなければならない。
- (a) 第1項に基づき、第1種ソーシャル・メディア・サービスとしての宣言のための申請が行われている場合
  - (b) 第4項により宣言の発令がコミッショナーに要求されない場合
  - (c) 当該ソーシャル・メディア・サービスを第1種ソーシャル・メディア・サービスとして宣言することの拒否
  - (d) 申請者に対する拒否について書面による通知の送付

##### 宣言は制定法に基づく法的文書ではないこと

- (6) 第4項に基づく宣言は、制定法に基づく法的文書ではない。

#### 第24条 第1種ソーシャル・メディア・サービスの宣言の種類—名称の変更

- (1) 次の(a)及び(b)に掲げる場合には、コミッショナーは書面により、当該サービスの新

しい名称を反映させるため、宣言を変更することができる。

(a) 宣言が第 23 条第 4 項に基づき、ソーシャル・メディア・サービスに関係して発効する場合

(b) 当該サービスが名称を変更する場合

(2) コミッショナーは、宣言を変更する場合には、当該サービスのプロバイダに対し、変更について書面による通知を与えなければならない。

**変更は制定法に基づく法的文書ではないこと**

(3) 第 1 項に基づく変更は、制定法に基づく法的文書ではない。

#### 第 25 条 ソーシャル・メディア・サービスの第 1 種ソーシャル・メディア・サービスとしての宣言の撤回

(1) コミッショナーは、次の (a) 又は (b) に掲げる場合には、書面により、第 23 条第 4 項のソーシャル・メディア・サービスに関する宣言を撤回することができる。

(a) (i) 及び (ii) であるとき。

(i) 当該宣言から少なくとも 12 か月が経過しているとき。

(ii) (i) にいう 12 か月の間、第 29 条に基づきプロバイダに対して課せられた要求を、当該サービスのプロバイダが繰り返し遵守しなかったとき。

(b) コミッショナーが、当該サービスがオンライン上の基本安全要求を遵守していないことを認めたとき。

(2) コミッショナーが宣言を撤回する場合には、コミッショナーは当該サービスのプロバイダに対し、撤回について書面による通知を与えなければならない。

(3) コミッショナーが宣言を撤回する場合には、当該サービスのプロバイダは、当該サービスに関して、撤回の文書が出された時から起算して 28 日間は、第 23 条第 1 項に基づく申請を行う資格はない。

**撤回は制定法に基づく法的文書ではないこと**

(4) 第 1 項に基づく撤回は、制定法に基づく文書ではない。

#### 第 26 条 第 1 種ソーシャル・メディア・サービスの利用規約の変更の通知

(1) 次の (a) 及び (b) に掲げる場合には、当該サービスのプロバイダは、(c) 及び (d) を行わなければならない。

(a) 第 1 種ソーシャル・メディア・サービスの利用規約に変更がある場合

(b) 当該変更がネットいじめの書込みに影響を与えうる場合

(c) コミッショナーに対し、書面による変更の通知を行うこと。

(d) [ 当該通知を ] 変更後 14 日以内に行うこと。

(2) この条において、**ネットいじめの書込み**とは、通常に用いられる意味とする。

#### 第 27 条 連絡担当者の変更の通知等

次の (a) 及び (b) に掲げる場合には、当該サービスのプロバイダは、(c) 及び (d) を行わなければならない。

(a) ソーシャル・メディア・サービスが、第 1 種ソーシャル・メディア・サービスである場合

(b) この法律における当該サービスの連絡担当者として任命されている者につき、次に掲げるいずれかの事項について変更がある場合

(i) 人物

(ii) 連絡先の詳細

(c) コミッショナーに対し、書面による変更の通知を行うこと。

(d) [当該通知を] 変更後 14 日以内に行うこと。

#### 第 28 条 第 1 種ソーシャル・メディア・サービスの登録簿

(1) コミッショナーは、第 1 種ソーシャル・メディア・サービスの登録簿として、第 1 種ソーシャル・メディア・サービスの各名称を記載した登録簿を維持しなければならない。

(2) 第 1 種ソーシャル・メディア・サービスの登録簿は、電子的手段により維持されることとする。

(3) 第 1 種ソーシャル・メディア・サービスの登録簿は、コミッショナーのウェブサイトにおいて、閲覧が可能となっていることとする。

(4) 第 1 種ソーシャル・メディア・サービスの登録簿は、制定法に基づく法的文書ではない。

### B 款 ネットいじめの書込みの削除要求

#### 第 29 条 ネットいじめの書込みの削除要求

##### 一般規定

(1) 次の (a) から (f) までの全てを満たす場合には、コミッショナーは、当該サービスのプロバイダに対して、(g) 及び (h) の実行を要求する通知を書面で行うことができる。

(a) 書込みが第 1 種ソーシャル・メディア・サービスに掲載されていること。

(b) 当該書込みが、当該サービスの苦情取扱計画に基づき申し立てられていた苦情の対象であること。

(c) 当該書込みが、次に掲げるいずれかの期間内に当該サービスから削除されていないこと。

(i) 苦情の申立てから 48 時間以内

(ii) (i) より長い期間で、コミッショナーが認める期間内

(d) 当該書込みに関して、第 18 条に基づき、コミッショナーに対して苦情が申し立てられたこと。

(e) コミッショナーが、当該書込みがオーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みであるか、又はあつたと認めること。

(f) 当該サービスが第 1 種ソーシャル・メディア・サービスとしての宣言を受けるための申請に、第 23 条第 3 項により対象となっている声明が含まれていなかったこと。

(g) 当該サービスからの当該書込みの削除

(h) 当該プロバイダへの通知後、48 時間以内の削除

##### 特別規定

(2) 次の (a) から (h) までの全てを満たす場合には、コミッショナーは、当該サービスのプロバイダに対して、(i) 及び (j) の実行を要求する通知を書面により行うことができる。

(a) 書込みが第 1 種ソーシャル・メディア・サービスに掲載されていること。

(b) 当該サービスの利用規約が、次に掲げるいずれかの規定を含んでいること。

(i) エンドユーザがネットいじめの書込みを、当該サービス上に投稿することを禁じる規定

(ii) (i) が対象とするものと同様であると合理的に認めることができる規定

(c) コミッショナーが、当該書込みが当該サービスの利用規約の規定に違反すると認めること。

- (d) 当該書込みが、当該サービスの苦情取扱計画に基づき申し立てられていた苦情の対象であること。
- (e) 当該書込みが、次に掲げるいずれかの期間内に当該サービスから削除されていないこと。
  - (i) 苦情の申立てから 48 時間以内
  - (ii) (i) より長い期間で、コミッショナーが認める期間内
- (f) 当該書込みに関して、第 18 条に基づき、コミッショナーに対して苦情が申し立てられたこと。
- (g) コミッショナーが、当該書込みがオーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みであるか、又はあったと認めること。
- (h) 当該サービスが第 1 種ソーシャル・メディア・サービスとしての宣言を受けるための申請に、第 23 条第 3 項により対象となっている声明が含まれていること。
- (i) 当該サービスからの当該書込みの削除
- (j) 当該プロバイダへの通知後、48 時間以内の削除

#### 第 23 条第 3 項で対象とされる声明

- (3) 次の (a) 及び (b) に掲げる場合には、声明は否認される。
  - (a) 第 1 種ソーシャル・メディア・サービスの宣言を受けるための申請が、第 23 条第 3 項で対象とされる声明を含んでいた場合
  - (b) 当該サービスの利用規約が、次に掲げるいずれの規定も含まない場合
    - (i) エンドユーザがネットいじめの書込みを、当該サービス上に投稿することを禁じる規定
    - (ii) (i) が対象とするものと同等であると合理的に認めることができる規定

#### ネットいじめの書込み

- (4) 第 2 項 (b) 及び第 3 項 (b) において、ネットいじめの書込みとは、通常に用いられる意味とする。

### 第 3 節 第 2 種ソーシャル・メディア・サービス

#### A 款 第 2 種ソーシャル・メディア・サービスの宣言

##### 第 30 条 第 2 種ソーシャル・メディア・サービスの宣言

- (1) 大臣は、制定法に基づく法的文書により、特定のソーシャル・メディア・サービスを、この法律における第 2 種ソーシャル・メディア・サービスであると宣言することができる。
- (2) 大臣は、コミッショナーが、第 31 条に基づき、宣言を行うよう勧告する場合を除いては、ソーシャル・メディア・サービスが第 2 種ソーシャル・メディア・サービスであることを宣言してはならない。

##### 第 31 条 第 2 種ソーシャル・メディア・サービスの宣言に関する勧告

- (1) コミッショナーは、大臣が、特定のソーシャル・メディア・サービスに関して、第 30 条第 1 項に基づく宣言を行うよう勧告することができる。

#### 勧告の基準

- (2) コミッショナーは、そのソーシャル・メディア・サービスが、第 1 種ソーシャル・メディア・サービスである場合には、ソーシャル・メディア・サービスに関して、第 1 項



に基づく勧告をしてはならない。

- (3) コミッショナーは、次に掲げるいずれかである場合を除き、第1項に基づく勧告をしてはならない。
- (a) コミッショナーが、当該ソーシャル・メディア・サービスが大規模なソーシャル・メディア・サービスであると認める場合
  - (b) 当該ソーシャル・メディア・サービスのプロバイダが、コミッショナーに対し、当該勧告をするよう要求していた場合
- (4) ソーシャル・メディア・サービスが、過去に一度も第1種ソーシャル・メディア・サービスではなかった場合には、コミッショナーは、次の(a)及び(b)に掲げる場合を除いて、第1項に基づく勧告を行ってはならない。
- (a) 少なくとも勧告の28日前に、コミッショナーが、第1種ソーシャル・メディア・サービスとしての宣言のための第23条第1項に基づく申請のための書面での案内を、当該サービスのプロバイダに与えていた場合
  - (b) 当該プロバイダが、[上に述べた]申請に失敗した場合
- (5) ソーシャル・メディア・サービスに関して第1項に基づく勧告を行うか否かの決定において、コミッショナーは、次に掲げる事項を全て考慮しなければならない。
- (a) 当該サービスが、オンライン上の基本安全要求を遵守しているか否か
  - (b) 当該サービスのプロバイダが、当該サービスについて第23条第1項に基づく第1種ソーシャル・メディア・サービスとしての宣言のための申請に失敗したか否か
  - (c) 当該サービスに関する第23条第4項の宣言が第25条に基づき撤回されたか否か
  - (d) (もしあれば) コミッショナーが関係すると考えるその他の問題
- (6) コミッショナーは、ソーシャル・メディア・サービスに関する第1項に基づく勧告を行う前に、当該サービスのプロバイダと協議をしなければならない。
- (7) ソーシャル・メディア・サービスのプロバイダが、コミッショナーに対し、第31条第1項に基づく勧告をするよう要求した場合、第4項、第5項及び第6項の規定は、当該サービスに対して適用されない。

#### 大規模ソーシャル・メディア・サービス

- (8) ソーシャル・メディア・サービスが、大規模ソーシャル・メディア・サービスであるか否かの決定においては、コミッショナーは、次に掲げる全ての事項を考慮しなければならない。
- (a) 当該サービスが、エンドユーザのためのアカウントをもっている場合にあっては、次に掲げるアカウントの数
    - (i) 通常オーストラリアの居住者であるエンドユーザにより保有されるアカウントの数
    - (ii) オーストラリアの児童であるエンドユーザにより保有されるアカウントの数
  - (b) (もしあれば) コミッショナーが関係すると考えるその他の問題
- (9) 第8項(a)において、コミッショナーは、合理的と考えられる仮定又は推定を行うことができる。
- (10) コミッショナーは、そのウェブサイトにおいて、第8項及び第9項の運用に対するコミッショナーによる取扱いを説明する声明を公表することができる。
- (11) 第10項に基づく声明は、制定法に基づく法的文書ではない。

**第 32 条 第 2 種ソーシャル・メディア・サービスの宣言の種類—名称の変更**

次の (a) 及び (b) に掲げる場合には、大臣は制定法に基づく法的文書により、当該サービスの新しい名称を反映させるため、宣言を変更することができる。

- (a) 宣言が第 30 条第 1 項に基づき、ソーシャル・メディア・サービスに関係して発効する場合
- (b) 当該サービスが名称を変更する場合

**第 33 条 ソーシャル・メディア・サービスの第 2 種ソーシャル・メディア・サービスとしての宣言の撤回**

(1) 大臣は、次の (a) から (e) までの全てを満たす場合には、制定法に基づく法的文書により、当該宣言を撤回することができる。

- (a) 宣言が第 30 条第 1 項に基づき、ソーシャル・メディア・サービスに関係して発行していること。
- (b) 当該サービスがオンライン上の基本安全要求を遵守していること。
- (c) 当該宣言が行われてから、少なくとも 3 か月が経過していること。
- (d) 前項に規定する 3 か月の間のある時点において、1 又は複数のソーシャル・メディア・サービス通告が、当該サービスのプロバイダに対して行われた場合であって、当該プロバイダがそれらの通知の全て又はほとんど全てを遵守していたこと。
- (e) コミッショナーが、当該宣言の撤回を勧告したこと。

(2) 撤回は、[ 撤回を内容とする ] 制定法に基づく法的文書が出された日の終わりから 28 日間を終了した時点で効力を発する。

(3) 当該 28 日間に、当該サービスのプロバイダが、当該サービスの第 1 種ソーシャル・メディア・サービスとしての宣言について、第 23 条第 1 項に基づく申請を行う場合は、次に掲げるとおりとする。

- (a) 当該サービスに関して、第 23 条第 4 項 (c) は、第 23 条第 4 項の宣言を受けのために適用されない。
- (b) 第 23 条第 4 項の宣言が当該サービスに関して行われるときは、第 23 条第 4 項の宣言は、当該 28 日間を終了した後、直ちに効力を発する。

**第 34 条 第 2 種ソーシャル・メディア・サービスの登録簿**

(1) コミッショナーは、第 2 種ソーシャル・メディア・サービスの登録簿として、第 2 種ソーシャル・メディア・サービスの各名称を記載した登録簿を維持しなければならない。

(2) 第 2 種ソーシャル・メディア・サービスの登録簿は、電子的手段により維持されることとする。

(3) 第 2 種ソーシャル・メディア・サービスの登録簿は、コミッショナーのウェブサイトにおいて、閲覧が可能となっていることとする。

(4) 第 2 種ソーシャル・メディア・サービスの登録簿は、制定法に基づく法的文書ではない。

**B 款 ソーシャル・メディア・サービス通告****第 35 条 ソーシャル・メディア・サービス通告**

(1) 次の (a) から (e) までの全てを満たす場合には、コミッショナーは、当該サービスのプロバイダに対して、(f) 及び (g) の実行を要求する通告（ソーシャル・メディア・サービス通告）を書面により行うことができる。

- (a) 書込みが、第 2 種ソーシャル・メディア・サービスに掲載されていること。
  - (b) 当該書込みが、当該サービスの苦情取扱計画に基づき申し立てられていた苦情の対象であること。
  - (c) 当該書込みが、次に掲げるいずれかの期間内に当該サービスから削除されていないこと
    - (i) 苦情の申立てから 48 時間以内
    - (ii) (i) より長い期間で、コミッショナーが認める期間内
  - (d) 当該書込みに関して、第 18 条に基づき、コミッショナーに対して苦情が申し立てられたこと。
  - (e) コミッショナーが、当該書込みがオーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みであるか、又はあったと認めること。
  - (f) 当該サービスからの当該書込みの削除
  - (g) 当該プロバイダへのソーシャル・メディア・サービス通知後、48 時間以内の削除
- ソーシャル・メディア・サービス通告発令の拒否の通知**
- (2) コミッショナーは、ソーシャル・メディア・サービスのプロバイダに対するソーシャル・メディア・サービス通告発令の拒否を決定する場合には、当該書込みに関係した第 18 条の苦情を申し立てた当該者に対し、当該拒否につき、書面により行わなければならない。

#### 第 36 条 ソーシャル・メディア・サービス通告の遵守

ソーシャル・メディア・サービス通告に基づく要求については、可能な限り遵守しなければならない。

民事罰：100 ペナルティーユニット<sup>(8)</sup>

#### 第 37 条 公的な警告

コミッショナーは、第 36 条に違反する者に対して、公的な警告を発することができる。

### 第 4 節 ソーシャル・メディア・サービスの不遵守

#### 第 38 条 オンライン上の基本安全要求の不遵守

- (1) コミッショナーは、ソーシャル・メディア・サービスが、オンライン上の基本安全要求を遵守していないと認める場合には、次に掲げる事項を行うことができる。
  - (a) [不遵守の旨] 声明の作成
  - (b) コミッショナーのウェブサイト上での声明の発表
- (2) 次の (a) から (c) までの全てを満たす場合には、コミッショナーは、コミッショナーのウェブサイトから当該声明を削除しなければならない。
  - (a) コミッショナーが、当該ソーシャル・メディア・サービスに関する第 1 項に基づく声明をすでに作成していた場合
  - (b) 当該声明が、すでにコミッショナーのウェブサイト上で発表されていた場合
  - (c) コミッショナーが、当該サービスがオンライン上の基本安全要求を遵守していると認める場合

---

(8) 「1914 年刑法 (Crimes Act 1914)」(1914 年法律第 12 号) 第 4AA 条第 1 項に基づき、この法律の制定時には、1 ペナルティーユニットは 170 オーストラリアドルであったが、2015 年 7 月 31 日からは、「2015 年刑法改正 (ペナルティーユニット) 法 (Crimes Legislation Amendment (Penalty Unit) Act 2015)」(2015 年法律第 88 号) により 180 ドルに引き上げられた。

**第 39 条 ネットいじめの書込みの削除要求の不遵守**

コミッショナーは、ソーシャル・メディア・サービスの当該プロバイダが第 29 条に基づく要求を遵守していないと認める場合には、次に掲げる事項を行うことができる。

- (a) [不遵守の旨の] 声明の作成
- (b) コミッショナーのウェブサイト上での声明の発表

**第 40 条 ソーシャル・メディア・サービス通告の不遵守**

コミッショナーは、ソーシャル・メディア・サービスの当該プロバイダがソーシャル・メディア・サービス通告を遵守していないと認める場合には、次に掲げる事項を行うことができる。

- (a) [不遵守の旨の] 声明の作成
- (b) コミッショナーのウェブサイト上での声明の発表

**第 5 章 エンドユーザ通告****第 41 条 この章の概要**

- ・ オーストラリアの児童を標的としたネットいじめの書込みを投稿する者は、次に掲げるいずれか又は全てを行うように要求する通告（**エンドユーザ通告**）を受ける。
  - (a) 当該書込みの削除を確実にするための合理的なあらゆる対策を講じること。
  - (b) 当該児童を標的とするネットいじめの書込みを止めること。
  - (c) 当該書込みの投稿について謝罪すること。

**第 42 条 エンドユーザ通告**

- (1) 次の (a) から (d) までの全てを満たす場合には、コミッショナーは、当該エンドユーザに対し、当該エンドユーザが (e) から (g) までのいずれか又は全てを行うことを要求する書面による通告（**エンドユーザ通告**）を行うことができる。
  - (a) 書込みが、ソーシャル・メディア・サービス上又は関連する電子サービス上に掲載され、又は掲載されていたこと。
  - (b) 当該書込みに関して、第 18 条に基づき、コミッショナーに対して苦情が申し立てられたこと。
  - (c) コミッショナーが、当該書込みがオーストラリアの児童を標的とするネットいじめの書込みであるか、又はあったと認めていること。
  - (d) 当該書込みが、当該サービスの特定のエンドユーザにより、当該サービス上へ投稿されたこと。
  - (e) 当該書込みが当該サービス上に掲載されているときは、次に掲げる全てを行うこと。
    - (i) 当該書込みのサービスからの削除を確実にするための合理的なあらゆる対策を講じること。
    - (ii) 当該通知において特定する期間内に (i) を行うこと。
  - (f) いかなる場合においても、当該児童が標的となっているあらゆるネットいじめの書込みを投稿することを止めること。
  - (g) いかなる場合においても、次に掲げる全てを行うこと。
    - (i) 当該児童に対する謝罪（又は当該児童が成人している場合にあっては、当該成人に対する謝罪）

(ii) 謝罪を当該通告において特定する方法で、及び期間内に行うこと。

#### 暫定措置

(2) 書込みが、この条の施行以前にソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスに投稿された場合であって、この条の施行後に当該サービスに掲載された書込みでないときは、第1項(a)は適用されない。

#### 第43条 エンドユーザ通告の遵守

エンドユーザ通告に基づく要求については、可能な限り遵守しなければならない。

#### 第44条 公的な警告

コミッショナーは、第43条に違反する者に対し、公的な警告を発することができる。

### 第6章 法執行

#### 第45条 この章の概要

- ・この法律における民事罰は、「2014年規制権限（標準規定）法」<sup>(9)</sup>第4章に基づき執行可能である。
- ・コミッショナーは、「2014年規制権限（標準規定）法」第6章<sup>(10)</sup>に基づき、ソーシャル・メディア・サービス通告に関係する「裁判上強制可能な約束」<sup>(11)</sup>を受領することができる。
- ・コミッショナーは、「2014年規制権限（標準規定）法」第7章に基づき、次に掲げる事項に関して、差止命令を求めることができる。
  - (a) ソーシャル・メディア・サービス通告
  - (b) エンドユーザ通告

#### 第46条 民事罰規定

##### 民事罰執行の規定

(1) この法律における民事罰は、「2014年規制権限（標準規定）法」第4章<sup>(12)</sup>に基づき執行可能である。

##### 権限ある申請者

(2) 「2014年規制権限（標準規定）法」第4章の目的における、この法律の民事罰規定に関する権限ある申請者は、コミッショナーとする。

(9) Regulatory Powers (Standard Provisions) Act 2014 (2014年法律第93号)。法令の規定の遵守状況の監視、法令の執行のために規定される民事罰の適用、法令の規定に違反する場合に出される違反通知書、法執行のために用いられる差止命令等の枠組みに関して定める法律。

(10) 同上。第6章は、「裁判上強制可能な約束」について規定する。「裁判上強制可能な約束」については、後掲注(11)を参照。

(11) enforceable undertaking。「訴訟又は裁判上の約束」との訳もある。公的に規制権限を有する者（省、当局や機関）が被規制者（個人や団体）と結ぶ約束（undertaking）で、オーストラリア特有の制度である。約束（規制）に違反した場合は、規制権限を有する側が、裁判所に訴えることにより被規制者に約束を守らせることができることまでを内容に含め、取り交わされるものであるが、これは訴訟を極力回避し、被規制者の自発的、自立的な規制遵守を促す目的の制度である。タン・ミッシェル、ノテージ・ルーク「オーストラリア 取引慣行法における損害賠償請求の概要と制度改正等の議論動向」『ドイツ、フランス、アメリカ、オーストラリアにおける金銭的救済手法の動向調査』内閣府国民生活局、2007。〈<http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/soken/seido/sonota/file/osutoraria.pdf>〉；“About the enforceable undertakings register.” Australian Securities and Investments Commission Website 〈<http://asic.gov.au/about-asic/asic-investigations-and-enforcement/about-the-enforceable-undertakings-register/>〉

(12) 前掲注(9)。第4章は、規定違反を行った者に対する罰金の支払い命令等について規定する。

**管轄裁判所**

- (3) 「2014年規制権限（標準規定）法」第4章の目的における、この法律の民事罰に関する管轄裁判所は、オーストラリア連邦巡回裁判所とする。

**外地準州への拡張**

- (4) 「2014年規制権限（標準規定）法」第4章は、この法律の民事罰に関して適用するために、次に掲げる範囲にも及ぶものとする。
- (a) 全ての外地準州
- (b) オーストラリア外の作為、不作為、問題及び事項

**第47条 裁判上強制可能な約束****法執行規定**

- (1) この法律の第36条は、「2014年規制権限（標準規定）法」第6章に基づき執行可能である。

**権限ある者**

- (2) 「2014年規制権限（標準規定）法」第6章の目的における、この法律の第36条に関する権限ある者は、コミッショナーとする。

**管轄裁判所**

- (3) 「2014年規制権限（標準規定）法」第6章の目的における、この法律の第36条に関する管轄裁判所は、オーストラリア連邦巡回裁判所とする。

**外地準州への拡張**

- (4) 「2014年規制権限（標準規定）法」第6章は、この法律の第36条に関して適用するために、次に掲げる範囲にも及ぶものとする。
- (a) 全ての外地準州
- (b) オーストラリア外の作為、不作為、問題及び事項

**第48条 差止命令****法執行規定**

- (1) 次に掲げる規定は、「2014年規制権限（標準規定）法」第7章<sup>(13)</sup>に基づき執行可能である。

- (a) 第36条
- (b) 第43条

**権限ある者**

- (2) 「2014年規制権限（標準規定）法」第7章の目的における、第1項の規定に関する権限ある者は、コミッショナーとする。

**管轄裁判所**

- (3) 「2014年規制権限（標準規定）法」第7章の目的における、第1項の規定に関する管轄裁判所は、オーストラリア連邦巡回裁判所とする。

**外地準州への拡張**

- (4) 「2014年規制権限（標準規定）法」第7章は、第1項の規定に関して適用するために、次に掲げる範囲にも及ぶものとする。
- (a) 全ての外地準州
- (b) オーストラリア外の作為、不作為、問題及び事項

(13) 同上。第7章は、大臣により任命される各種コミッショナーの職務遂行等について規定する。

## 第7章 コミッショナーの運営に関する規定

### 第1節 総則

#### 第49条 この章の概要

- ・ コミッショナーは、大臣に任命されるものとする。
- ・ コミッショナーは、その機能と権限を委任することができる。
- ・ コミッショナーは、年次報告書を作成しなければならない。
- ・ ACMA は、コミッショナーを補佐しなければならない。
- ・ 大臣は、コミッショナーに指示を与えることができる。

### 第2節 コミッショナーの任命

#### 第50条 コミッショナーの任命

- (1) コミッショナーは、大臣により文書で指名されるものとする。
- (2) 次の(c)から(g)までの分野の少なくとも1つにおいて、(a)及び(b)であると大臣が認める者以外は、コミッショナーとしての任命を受ける資格がない。
  - (a) 十分な経験又は知識を有する者
  - (b) 顕著な評価を有する者
  - (c) ソーシャル・メディア・サービス事業の分野
  - (d) インターネット産業の事業の分野
  - (e) オンラインの安全に関する問題に広く関わる分野
  - (f) 通信業に関する公共政策の分野
  - (g) 児童福祉又は児童の福利の分野
- (3) コミッショナーは、常勤とする。

#### 第51条 コミッショナーの任命期間

コミッショナーは、任命の文書において特定された期間、役職に就く。当該期間は5年を越えてはならない。

#### 第52条 代理任命

- (1) 大臣は、次に掲げる期間、コミッショナーとして活動するよう、ある者を任命することができる。
  - (a) コミッショナーの役職が空席である期間（当該役職が任命済みであるか否かを問わない。）
  - (b) コミッショナーが、次に掲げる状況である場合において、その期間の全て又は一部
    - (i) 任務から又はオーストラリアから離れている場合
    - (ii) 何らかの理由により、役職の任務を遂行することが不可能である場合
- (2) コミッショナーとして任命を受ける資格がある者でなければ、コミッショナーの代理として任命を受ける資格がない。

### 第3節 コミッショナーの諸条件

#### 第53条 報酬及び手当

- (1) コミッショナーは、報酬審判所により決定された報酬を受け取るものとする。審判による報酬の決定が行われていない場合、コミッショナーは、行政規則により規定された報酬を受け取るものとする。
- (2) コミッショナーは、行政規則により規定された手当を受け取るものとする。
- (3) この条は、「1973年報酬審判所法」<sup>(14)</sup>に従って、効力を有する。

#### 第54条 休暇

- (1) コミッショナーは、報酬審判所により決定されたレクリエーション休暇の権利を有する。
- (2) 大臣は、コミッショナーに（レクリエーション休暇以外の）休暇を、報酬その他と同様に大臣が決定する諸条件に基づき与えることができる。

#### 第55条 副業

コミッショナーは、大臣の承認なく、コミッショナーの役職の任務以外の有給の職業に就いてはならない。

#### 第56条 大臣への利害関係の開示

コミッショナーは、自己が得た、又は得る金銭上又はそれ以外の全ての利益であって、その職務の適切な遂行と対立し、又は対立しうるものは、大臣に対して書面で通知を行わなければならない。

#### 第57条 辞任

- (1) コミッショナーは、書面による辞意を大臣に提出することにより、任命を辞することができる。
- (2) 辞任は、大臣が書面による辞意を受け取った日から、又は提出日より後の日が書面による辞意で特定されている場合は、当該日から効力を発する。

#### 第58条 任命の終了

- (1) 大臣は、次に掲げるいずれかの場合に、コミッショナーの任命を終了させることができる。
  - (a) コミッショナーに非行があった場合
  - (b) コミッショナーが心身の無能力を理由として、職務を遂行することができない場合
- (2) 大臣は、次に掲げるいずれかの場合に、コミッショナーの任命を終了させることができる。
  - (a) コミッショナーが、次に掲げるいずれかを行うとき。
    - (i) 破産
    - (ii) 破産又は債務の履行不能からの救済のための法的免除の申請
    - (iii) 債権者との示談
    - (iv) 債権者の利益のために自己の報酬を割り当てること。

(14) Remuneration Tribunal Act 1973 (1973年法律第215号)。報酬審判所は、この法律により設置された中立機関で、連邦議会議員、連邦行政府の大臣及び連邦裁判所の裁判官をはじめ公務員の俸給及び諸手当等を決定する権限を有している。なお、俸給審判所との訳もある。等雄一郎「オーストラリア連邦議会の行政統制と議会予算局の新設」『外国の立法』No.255, 2013.10, p.209. ([http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8111653\\_po\\_02550011.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111653_po_02550011.pdf?contentNo=1&alternativeNo=))



- (b) 休暇によるものを除き、連続する 14 日間又は 12 か月間中 28 日間のコミッショナーの不在
- (c) 大臣の承認によるものを除き、コミッショナーの役職の任務以外の有給の職業への従事（第 55 条参照）
- (d) 正当な理由なくコミッショナーが第 56 条を遵守しないこと。

#### 第 59 条 その他の条件

コミッショナーは、この法律の対象外の問題に関しては、大臣の定める諸条件に従い役職に就く。

### 第 4 節 その他の問題

#### 第 60 条 補足的権限

- (1) コミッショナーの権限には契約締結権限を含むが、これに限られない。
- (2) コミッショナーにより締結される契約は、いかなる場合も連邦を代理して行われる。
- (3) コミッショナーが保有するいかなる動産又は不動産も、連邦のために及び連邦を代理して保有される。
- (4) コミッショナーが受領するいかなる金銭も、連邦のために及び連邦を代理して受領される。
- (5) コミッショナーは、連邦以外の委託を受けて、不動産若しくは私有財産又は金銭を保有することはできない。
- (6) 疑義回避のために規定すると、第 3 項における動産については、訴える権利は行使されない。

#### 第 61 条 連邦の責任としてのコミッショナーの責任

- (1) コミッショナーのいかなる財政的責任も、連邦の責任とみなす。
- (2) この条において、財政的責任とは、ある金額又はある金額を算出する方法が決定された場合において、ある者に当該金額を支払う責任をいう。

#### 第 62 条 コミッショナーが有する国王の特権及び免除

コミッショナーは、連邦の権利において、国王の特権及び免除を有する。

#### 第 63 条 コミッショナーによる ACMA 職員等への委任

- (1) コミッショナーは、次の (a) 又は (b) の者が、(c) から (f) までのいずれかである場合には、書面により、コミッショナーの職務又は権限の全部又は一部を、その者に委任することができる。
  - (a) ACMA 職員
  - (b) 「2005 年オーストラリア通信及びメディア権限法」<sup>(15)</sup> 第 55 条第 1 項 (a) に基づき ACMA が使用可能であるサービスの提供者
  - (c) 連邦一般公務員上級職（SES）である被用者
  - (d) SES である被用者の代理人
  - (e) 次の (i) 又は (ii) の役職であり、その [ 役職の ] 任務を遂行する連邦一般公務員（APS）である被用者
    - (i) 管理職レベル 1 又はレベル 2 の役職

---

(15) Australian Communications and Media Authority Act 2005（2005 年法律第 44 号）。ACMA に関して定める法律。

- (ii) 上と同レベルの役職
- (f) 次の (i) 又は (ii) の役職であり、その [ 役職の ] 任務を遂行する APS である被用者
  - (i) APS6 の役職
  - (ii) 上と同レベルの役職
- (2) 委任された者は、コミッショナーの書面による指示を遵守しなければならない。
- (3) 第 1 項は、制定法に基づく法的文書を作成、変更又は取り消す権限には適用しない。

#### 第 64 条 コミッショナーによる法人への委任

- (1) コミッショナーは、次の (a) 又は (b) に掲げる規定に基づき、書面により、コミッショナーの職務又は権限の全部又は一部を (c) から (e) までのいずれかである法人に委任することができる。
  - (a) 第 3 章
  - (b) 第 4 章（ただし、第 35 条又は第 37 条を除く。）
  - (c) 行政規則において特定する法人
  - (d) 「2001 年会社法」<sup>(16)</sup> 第 2A.2 章に基づき登記される会社
  - (e) 保証有限責任会社
- (2) 委任された者は、コミッショナーの書面によるいかなる指示も遵守しなければならない。

#### 情報

- (3) 第 1 項に基づき、コミッショナーが法人に対し、1 又は複数のコミッショナーの職務又は権限を委任する場合には、次のとおりとする。
  - (a) 当該法人は、コミッショナーの職務の遂行又はコミッショナーの権限の行使に関係する情報及び書類を、この法律に基づきコミッショナーに与えることができる。
  - (b) コミッショナーは、当該法人に委任された職務の遂行又は権限の行使に関係する情報及び書類を、当該法人に与えることができる。

#### 他の連邦法における運用

- (4) 第 1 項に基づき、コミッショナーが 1 又は複数の職務又は権限を委任した法人は、（この法律以外の）連邦の特定の法律においても、この法律に規定する公共の目的のために設立された法人であるものとするよう、行政規則で規定することができる。

#### 資金提供の取決め

- (5) 第 1 項に基づき、コミッショナーが 1 又は複数の職務又は権限を法人に委任する場合において、大臣は、連邦を代理し、当該法人に委任された職務の遂行及び権限の行使に関して、当該法人に支払う金額について法人と取決めを結ぶことができる。

#### 第 65 条 法人による権限の再委任 [sub-delegation]

- (1) 第 64 条第 1 項に基づき、コミッショナーが職務又は権限を法人に委任する場合において、当該法人は、書面により、当該職務又は権限を、次に掲げる者に再委任することができる。
  - (a) 当該法人の責任者又は従業員
  - (b) 行政規則に規定する条件を満たす者
- (2) 再委任をされた者は、次に掲げるいずれかの者の書面による指示を遵守しなければならない。

(16) Corporations Act 2001 (2001 年法律第 50 号)。第 2A.2 章は、会社の登記について規定する。

- (a) 当該法人
  - (b) コミッショナー
- (3) 「1901年法律解釈法」<sup>(17)</sup>第34AA条、第34AB条及び第34A条は、再委任に対しても、委任の場合に適用する方法と同様に適用される。

#### 第66条 年次報告

- (1) コミッショナーは、各会計年度の終了後、実行可能な限り速やかに、当該年度の間のコミッショナーの業務について、議会に提出するため報告を作成し、大臣に対して提供しなければならない。
- (2) 第64条第1項に基づき、コミッショナーが1又は複数の職務又は権限を法人に委任する場合には、第1項に基づく会計年度についての報告は、当該年度間のこの法律に基づく当該法人の業務についての報告を含まなければならない。

#### 第67条 コミッショナーの補佐

- (1) ACMAは、次に掲げる事項を行わなければならない。
- (a) コミッショナーの職務の遂行及び権限の行使における補佐
  - (b) コミッショナーが合理的に求める範囲内で(a)を実行すること。
- (2) 当該補佐には、次に掲げる事項を含むことができる。
- (a) 助言を提供すること。
  - (b) 資源及び設備を使用させること。
- (3) ACMAは、次に掲げる事項を行わなければならない。
- (a) コミッショナーが、その職務を遂行し、及び権限を行使するためにACMA職員を使用させること。
  - (b) コミッショナーが合理的に求める範囲内で、(a)を実行すること。
- (4) 大臣は、制定法に基づく法的文書により、この条に基づく職務の遂行又は権限の行使に関して、ACMAに対し、指示を与えることができる。
- (5) ACMAは、第4項に基づく指示に従わなければならない。
- (6) この条において、ある者が、「2005年オーストラリア通信及びメディア権限法」第55条第1項(a)<sup>(18)</sup>に基づき、ACMAが使用するサービスを提供する公務員又は従業員である場合、その者は、ACMA職員であるとみなす。

#### 第68条 コミッショナーはACMAの指示に服さないこと

疑義回避のために規定すると、コミッショナーは、その職務の実行又は権限の行使に関して、次の者の指示には服さない。

- (a) ACMA
- (b) ACMA理事又は準理事
- (c) ACMA職員

#### 第69条 相談役

- (1) コミッショナーは、連邦を代理して、自己の相談役として適切な資質と経験を有する者を雇うことができる。
- (2) 相談役は、コミッショナーが書面で決定する諸条件に従うものとする。

---

(17) Acts Interpretation Act 1901 (1901年法律第2号)。法律の施行、改廃や法解釈に関するルールを定める法律で、第34AA条、第34A条は、ある者の職務や権限の委任に関する規定の解釈について規定する。

(18) 前掲注(15)。ACMAが連邦の権限で取決めに締結する場合について規定する。

**第 70 条 大臣はコミッショナーに指示を与えることができること**

- (1) 大臣は、制定法に基づく法的文書により、コミッショナーの職務の遂行及び権限の行使について、コミッショナーに対して指示を与えることができる。
- (2) 第 1 項に基づく指示は、一般的な性質のものにとどめなければならない。
- (3) 第 2 項は、第 64 条第 1 項に基づくコミッショナーの権限については適用しない。
- (4) コミッショナーは、第 1 項に基づく指示を遵守しなければならない。

**第 8 章 児童オンライン安全特別会計****第 71 条 この章の概要**

- ・児童オンライン安全特別会計を設置する。

**第 72 条 児童オンライン安全特別会計**

- (1) 児童オンライン安全特別会計は、この条で設置する。
- (2) 当該特別会計は、「2013 年公共管理、業績及び説明責任法」<sup>(19)</sup>における特別会計である。
- (3) 当該特別会計は、ACMA により管理される。
- (4) コミッショナーの書面による承認がなければ、当該特別会計から金額が引き落とされてはならない。

**第 73 条 特別会計への入金  
決定**

- (1) 大臣は、書面により次に掲げる事項を決定することができる。
  - (a) 特定の歳出予算法で ACMA の組織予算の歳出として、特定の金額を引き落とすこと。
  - (b) 特定の金額を児童オンライン安全特別会計へ入金すること。
- (2) 第 1 項に基づく決定は、制定法に基づく法的文書であるが、当該決定には、「2003 年制定法に基づく法的文書法」<sup>(20)</sup>第 42 条（議会不承認）は適用しない。

**ACMA の組織予算**

- (3) この条の歳出予算法への適用において、**ACMA の組織予算**とは、（当該歳出予算法における意味の範囲内の）ACMA に関係する組織予算をいう。

**第 74 条 特別会計の目的**

児童オンライン安全特別会計の目的は、次のとおりである。

- (a) オンライン上の児童の安全の強化
- (b) 第 15 条第 1 項 (g) に基づく補助金
- (c) 次に掲げる事項に対する支払い
  - (i) コミッショナーの職務の実行又は権限の行使に関して任務を負う APS 被用者について、給与その他の雇用関係費用及び支出
  - (ii) コミッショナーの職務の実行又は権限の行使に関して連邦が発生させる費用、支出その他の義務

(19) Public Governance, Performance and Accountability Act 2013（2013 年法律第 123 号）。連邦政府の運営、説明責任等に関して定める法律。

(20) Legislative Instruments Act 2003（2003 年法律第 139 号）。この法律は、「2003 年立法法（Legislation Act 2003）」と名称が変更される予定である。吉本紀『【オーストラリア】立法法の制定』『外国の立法』No.265-2, 2015.11, pp.22-23. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9531509\\_po\\_02650211.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9531509_po_02650211.pdf?contentNo=1)>. 第 42 条は、制定された制定法に基づく法的文書が、連邦議会に事後承認されない場合について規定する。

- (d) 第 64 条第 5 項に基づき結ばれた取決めの下で、連邦が発生させる費用、支出その他の義務

## 第 9 章 情報開示

### 第 75 条 この章の概要

・コミッショナーは、一定の状況においては、情報を開示することができる。

### 第 76 条 範囲

この章は、次に掲げる事項により、又は基づき、コミッショナーに付与される職務の実行又は権限の行使の結果、コミッショナーにより入手された情報に対して適用する。

- (a) この法律
- (b) 「1992 年放送事業法」

### 第 77 条 大臣への開示

コミッショナーは、情報を大臣に開示することができる。

### 第 78 条 大臣への助言のための APS 被用者に対する開示

大臣への助言のため、コミッショナーは、次に掲げる者に対して情報を開示することができる。

- (a) 省の事務次官
- (b) 省の事務次官によって書面により、この条に基づく権限を与えられた省内の APS 被用者

### 第 79 条 ロイヤルコミッションへの開示

- (1) コミッショナーは、情報を（「1902 年ロイヤルコミッション法」<sup>(21)</sup>における意味の範囲内での）ロイヤルコミッションに対し、開示することができる。
- (2) コミッショナーは、第 1 項に基づき開示される情報に関連して遵守されるべき条件を、書面により課すことができる。
- (3) 第 2 項に基づき作成される文書であっても、ある特定の開示に関する適用条件のみを定めている場合は、制定法に基づく法的文書ではない。
- (4) その他の点においては、第 2 項に基づき作成される文書は、制定法に基づく法的文書である。

### 第 80 条 一定の当局への開示

- (1) コミッショナーは、情報が当局の職務又は権限の遂行又は行使を可能とし、又は支援することを認める場合には、次に掲げる当局のいずれに対しても、当該情報を開示することができる。
  - (a) ACMA
  - (b) 国の児童コミッショナー<sup>(22)</sup>
  - (c) 「1995 年等級（出版、映画及びコンピューターゲーム）法」<sup>(23)</sup>を所管する大臣によ

(21) Royal Commissions Act 1902（1902 年法律第 12 号）。総督が率いる調査委員会であるロイヤルコミッションに関して定める法律。

(22) National Children's Commissioner. オーストラリア人権委員会（Australian Human Rights Commission）において、児童の人権を担当する。

(23) Classification (Publications, Films and Computer Games) Act 1995（1995 年法律第 7 号）。オーストラリア等級審査委員会により行われるビデオゲームや映像等の審査やレーティングに関して定める法律。

り管理される省の事務次官又は当該省において当該法律に係る任務を負っている  
APSである被用者

- (d) オーストラリア連邦警察
  - (e) 公訴局長
  - (f) 州又は準州の1又は複数の法律を執行する責任を有する州又は準州の当局
  - (g) 児童が安全な方法でソーシャル・メディア・サービス及び電子サービスを使用する  
能力に係る規制の問題について責任を有する外国の当局
- (2) コミッショナーは、第1項に基づき開示される情報に関連して遵守されるべき条件を、  
書面により課することができる。
- (3) 第2項に基づき作成される文書であっても、ある特定の開示に関する適用条件のみを  
定めている場合は、制定法に基づく法的文書ではない。
- (4) その他の点においては、第2項に基づき作成される文書は、制定法に基づく法的文書  
である。

#### 第81条 教師又は学校長への開示

- (1) コミッショナーは、第18条に基づき申し立てられる苦情の解決に資する情報である  
と認める場合には、教師又は学校長に対し、情報を開示することができる。
- (2) コミッショナーは、第1項に基づき開示される情報に関連して遵守されるべき条件を、  
書面により課することができる。
- (3) 第2項に基づき作成される文書であっても、ある特定の開示に関する適用条件のみを  
定めている場合は、制定法に基づく法的文書ではない。
- (4) その他の点においては、第2項に基づき作成される文書は、制定法に基づく法的文書  
である。

#### 第82条 親又は保護者への開示

- (1) コミッショナーは、第18条に基づき申し立てられる苦情の解決に資する情報である  
と認める場合には、オーストラリアの児童の親又は保護者に対し情報を開示することが  
できる。
- (2) コミッショナーは、第1項に基づき開示される情報に関連して遵守されるべき条件を、  
書面により課することができる。
- (3) 第2項に基づき作成される文書であっても、ある特定の開示に関する適用条件のみを  
定めている場合は、制定法に基づく法的文書ではない。
- (4) その他の点においては、第2項に基づき作成される文書は、制定法に基づく法的文書  
である。

#### 第83条 同意に基づく開示

コミッショナーは、次の(a)及び(b)を満たす場合には、ある者の当該用件に係る  
情報を開示することができる。

- (a) 当該者が当該開示に同意していること。
- (b) 当該開示が(a)の同意に従っていること。

#### 第84条 公的に入手可能な情報の開示

コミッショナーは、ある情報がすでに公的に入手可能である場合は、当該情報を開示す  
ることができる。

#### 第85条 要旨及び統計の開示

コミッショナーは、次の事項を開示することができる。

- (a) 非特定化された情報の要旨
- (b) 非特定化された情報から抽出した統計

#### 第 86 条 「1997 年電気通信法」第 13 章との関係

この章は、「1997 年電気通信法」<sup>(24)</sup> 第 13 章により禁止される情報の開示を認めない。

### 第 10 章 雑則

#### 第 87 条 この章の概要

・この章は、決定及び行政規則に関する審判等の雑件について取り扱う。

#### 第 88 条 決定の審査

##### 第 1 種ソーシャル・メディア・サービスの宣言

(1) コミッショナーが行った次に掲げる決定のいずれについても、行政不服審判所に対して審査を申請することができる。

(a) 第 23 条第 5 項に基づく、ソーシャル・メディア・サービスに関する宣言を拒否する決定

(b) 第 25 条に基づく、ソーシャル・メディア・サービスに関する宣言を撤回する決定

(2) 第 1 項に基づく申請は、関係する当該ソーシャル・メディア・サービスのプロバイダのみ行うことができる。

##### ソーシャル・メディア・サービス通告

(3) 第 35 条に基づきコミッショナーがソーシャル・メディア・サービスのプロバイダに対してソーシャル・メディア・サービス通告を発令した決定について、行政不服審判所に対し、審査を申請することができる。

(4) 第 3 項に基づく申請は、次に掲げる者のみ行うことができる。

(a) 当該ソーシャル・メディア・サービスのプロバイダ

(b) 当該通知の対象となる書込みを投稿したエンドユーザ

(5) コミッショナーがソーシャル・メディア・サービスのプロバイダに対してソーシャル・メディア・サービスに掲載される書込みに関するソーシャル・メディア・サービス通告の発令を拒否した決定について、行政不服審判所に対し、審査を申請することができる。

(6) 第 5 項に基づく申請は、次に掲げる者のみ行うことができる。

(a) 当該サービスに掲載された書込みについての第 18 条の苦情を申し立てた者

(b) 当該サービスに掲載された書込みの標的となった者又は当該者の同意を得て行う者

##### エンドユーザ通告

(7) 第 42 条に基づきコミッショナーがエンドユーザ通告を発令した決定について、行政不服審判所に対し、審査を申請することができる。

#### 第 89 条 民事訴訟手続からの保護

(1) 民事訴訟手続は、善意に基づき行われた次に掲げる行為を理由として他者により加えられたいかなる種類の損失、損害又は危害に関しても、提起されない。

(a) 第 18 条に基づく苦情の申立て

---

(24) 前掲注 (2). 第 13 章は、通信の秘密の保護と情報開示が認められる場合について規定する。

- (b) 第 19 条に基づく調査に関係して、コミッショナーに対して行われた証言又は提供された書類若しくは情報
- (2) 民事訴訟手続は、次に掲げる事項に従って行われたいかなることに關しても、提起されない。
  - (a) 第 29 条に基づく要求
  - (b) ソーシャル・メディア・サービス通告
  - (c) エンドユーザ通告

#### 第 90 条 損害の責任

次の (a) から (c) までのいかなる者も、(d) 又は (e) に掲げる場合の善意による作為若しくは不作為の活動若しくは事項のための、又はそれらに關係する訴訟若しくは損害に対する他の訴訟手続に対して責任を負わない。

- (a) コミッショナー
- (b) コミッショナーから委任を受けた者
- (c) コミッショナーから委任を受けた法人の長又は被用者
- (d) この法律又は「1992 年放送事業法」により、又は基づき、コミッショナーに付与される職務の遂行又は遂行を意図していた場合
- (e) この法律又は「1992 年放送事業法」により、又は基づき、コミッショナーに付与される権限の行使又は行使を意図していた場合

#### 第 91 条 コミッショナー等の刑事訴訟手続からの保護

- (1) この条において、次に掲げる者は保護を受ける者である。
  - (a) コミッショナー
  - (b) ACMA 職員
  - (c) 「2005 年オーストラリア通信及びメディア権限法」第 55 条第 1 項 (a) に基づき、ACMA が使用するサービスにおける公務員又は被用者
  - (d) 第 69 条に基づき雇用された相談役
  - (e) コミッショナーから委任を受けた法人
  - (f) コミッショナーから委任を受けた法人の長又は被用者
- (2) 刑事訴訟手続は、この法律により、又は基づき、コミッショナーに付与される権限の行使又は職務の遂行に関して保護された者に対しては、次に掲げる事項に従って行われたいかなることに關しても、提起されない。
  - (a) 書込みの収集
  - (b) 書込みの所持
  - (c) 書込みの頒布
  - (d) 書込みの送付
  - (e) 書込みの複製
  - (f) その他の書込みに関するあらゆる行為
- (3) この条において、所持とは、保護又は管理下に置くことを含む。

#### 第 92 条 法執行機関への事案の付託

- (1) 次の (a) から (c) までの全てを満たす場合には、コミッショナーは、当該書込みを (d) 又は (e) に対して通知することができる。
  - (a) コミッショナーに付与される職務の遂行又は権限の行使に際して、コミッショナーがソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスに掲載された特定の書



込みを認識するに至ること。

- (b) コミッショナーが、当該書込みが法執行機関への付託にふさわしく十分に深刻な性質のものであることを認めること。
- (c) 当該書込みが、「1992年放送事業法」附則第5第40項又は附則第7第69項の対象とされていないこと。
- (d) オーストラリアの警察の構成員
- (e) 次に掲げる者の間で合意がある場合には、その他の者又は団体
  - (i) コミッショナー
  - (ii) コミッショナーが他の者又は団体への当該書込みの通知を認めているオーストラリアの警察の長（具体的な名称を問わない）

#### 法執行機関への付託

- (2) 書込みが、オーストラリアの警察の構成員に対し第1項(d)に基づき通知されうる方法は、次に掲げる者の間の合意によって確認された方法を含むが、それに限らない。
  - (a) コミッショナー
  - (b) オーストラリアの警察の長（具体的な名称を問わない）
- (3) オーストラリアの警察の構成員は、この条に基づき特定の書込みを通知される場合には、他の法執行機関の構成員に対し、当該書込みを通知することができる。
- (4) この条は、オーストラリアの警察の構成員に対し、他の事案を付託するコミッショナーの権限を制限しない。

#### 第93条 犯罪捜査の妨害を避けるための訴訟の延期

次の(a)から(c)までの全てを満たす場合には、コミッショナーは、その期間の終了まで、当該訴訟の提起を延期することができる。

- (a) コミッショナーに付与される職務の遂行又は権限の行使に際して、コミッショナーがソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスに掲載された特定の書込みを認識するに至ること。
- (b) この条とは別に、コミッショナーが当該書込みに関してこの法律に基づき訴訟を提起する必要があること。
- (c) オーストラリアの警察の構成員が、犯罪捜査の妨害を避けるため、当該訴訟を提起することを特定の期間の終了まで延期すべきであるとコミッショナーに認めさせること。

#### 第94条 書込みの複製物

- (1) コミッショナーは、第19条に基づく調査において、書込みの1又は複数の複製物を作成することができる。
- (2) コミッショナーは、第1項で認められることを行う場合には、著作権を侵害しない。

#### 第95条 財産の取得のための補償

- (1) この法律又は行政規則の運用が、（連邦憲法第51項(xxxi)の意味における）ある者からの（同項での意味における）その規定から以外には生じえない財産の取得の結果となりうる場合、連邦政府は、当該者に対し、適切な額の補償を支払う責任を負う。
- (2) 連邦政府と当該者の間で、当該補償の金額の同意ができない場合には、当該者は、管轄権を有する裁判所に訴訟手続を起し、当該裁判所が適切であると判断する金額を連邦から回収することができる。

#### 第96条 電子的方法による通告の送達

「1999年電子取引法」<sup>(25)</sup>第9条第1項(d)及び第2項(d)は、次に掲げる法律に基づく通告には適用しない。

(a) この法律

(b) この法律に関係する限りにおいて「2014年規制権限（標準規定）法」

#### 第97条 連絡担当者への通告の送達等

##### 範囲

(1) この条は、次に掲げる事項に対して適用する。

(a) この法律に基づく又は関する訴訟手続における召喚又は手続

(b) この法律に関係する限りにおいて「2014年規制権限（標準規定）法」に基づく又は関する訴訟手続における召喚又は手続

(c) この法律に基づく通告

(d) この法律に関係する限りにおいて「2014年規制権限（標準規定）法」に基づく通告

##### 連絡担当者への召喚、手続又は通告の送達

(2) 次の(a)から(c)までの全てを満たす場合で、当該召喚、手続又は通告が、ソーシャル・メディア・サービスの連絡担当者に提供され、又は与えられたときは、それらは、それぞれ当該プロバイダに提供され、又は与えられたとみなす。

(a) 召喚、手続又は通告が、ソーシャル・メディア・サービスのプロバイダに提供され、又は与えられることが、それぞれの場合により要求されること。

(b) 次に掲げる条件を全て満たす個人が存在すること。

(i) 当該プロバイダの従業員又は代理人であること。

(ii) この法律における当該サービスの連絡担当者として任命されていること。

(c) 連絡担当者の連絡先の詳細がコミッショナーに通知されていること。

##### 代理人への召喚、手続又は通告の送達

(3) 次の(a)から(c)までの全てを満たす場合で、当該召喚、手続又は通告が、ある団体の代理人に提供され、又は与えられたときは、それらは、それぞれ当該団体に提供され、又は与えられたとみなす。

(a) 召喚、手続又は通告が、オーストラリア国外で設立された法人に提供され、又は与えられることが、それぞれの場合により要求されること。

(b) 当該法人が、オーストラリアで登記されていないか、又は主たる事務所がオーストラリア国内にないこと。

(c) 当該法人が、オーストラリアにおいて代理人を有すること。

##### その他の事項

(4) 第2項及び第3項は、「1901年法律解釈法」第28A条<sup>(26)</sup>に関して効力を付け加える。

#### 第98条 この法律により「1992年放送事業法」附則第5又は附則第7は制限されないこと

この法律は、「1992年放送事業法」附則第5又は附則第7を制限しない。

#### 第99条 この法律により「1997年電気通信法」は制限されないこと

この法律は、「1997年電気通信法」を制限しない。

#### 第100条 政治的通信に関する黙示の自由

(1) この法律は、政治的通信に関する黙示の自由の憲法上の原則を侵す（ことがあるとす

(25) Electronic Transactions Act 1999 (1999年法律第162号)。有効となる電子取引に関して定める法律。第9条は、情報提供のための書面の電子的な作成が認められる場合等について規定する。

(26) 前掲注(17)。第28A条は、文書等の送達の解釈について規定する。

るならば)、その範囲内では適用しない。

(2) 第1項は、「1901年法律解釈法」第15A条<sup>(27)</sup>の適用を制限しない。

#### 第101条 州及び準州の法の運用との一致

この法律を、この法律と一致して運用する可能性のある州又は準州の法の範囲において、州又は準州の法を排除して適用しないことが、連邦議会の意志である。

#### 第102条 この法律により州又は準州の職務の遂行が影響を受けないこと

この法律により付与される権限は、州、北部準州、オーストラリア首都特別地域又はノーフォーク諸島政府の当該権限の行使又は職務の遂行を妨げる方法により行使されてはならない。

#### 第103条 文書の撤回又は変更

文書の撤回又は変更の権限を明確に認めるこの法律の規定は、この法律に基づく他の文書に関し、「1901年法律解釈法」第33条第3項<sup>(28)</sup>の適用を明示はしないが、制限しない。

#### 第104条 ソーシャル・メディア・サービスの利用規約

(1) この法律において、次に掲げる全てを満たす場合には、当該規定は、当該サービス上へのネットいじめの書込みをエンドユーザに禁止する規定と同等であると合理的に認めることができる。

(a) ソーシャル・メディア・サービスの利用規約の規定が、1種類以上の書込みの当該サービスへの投稿をエンドユーザに禁止する規定を含んでいること。

(b) その条項が、当該サービスへのネットいじめの書込みの投稿をエンドユーザに明示的には禁止していないこと。

(c) エンドユーザが当該サービスにネットいじめの書込みを投稿すれば、当該書込みがその規定に違反するものとなること。

(2) この条において、ネットいじめの書込みとは、通常に用いられる意味とする。

#### 第105条 ソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスのプロバイダ

(1) この法律において、書込みへのアクセス又は伝達を可能とする通信キャリア事業だけを提供する場合は、ソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスを提供しているとはしない。

(2) この法律において、ソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスに関する集金サービス又は使用料徴収サービスだけを提供する場合は、ソーシャル・メディア・サービス又は関連する電子サービスを提供しているとはしない。

#### 第106条 使用の意味の拡張

別の定めがない限り、この法律では事項の使用という規定は、次に掲げるいずれかにおける当該事項の使用のことである。

(a) 分離

(b) 1又は複数の他の事項との結合

#### 第107条 この法律の再評価等

(1) この条の施行後3年以内に、大臣は、次に掲げる事項の再評価を実施しなければならない。

(a) この法律及び[関係する]行政規則の運用

(b) この法律又は[関係する]行政規則の改正の必要性

---

(27) 同上。第15A条は、連邦憲法に従った法律の解釈について規定する。

(28) 同上。第33条は、権限の行使及び職務の遂行について規定する。

- (c) 第 64 条第 1 項に基づく委任の必要性
- (2) 大臣は、第 1 項に基づく再評価の報告を作成しなければならない。
- (3) 大臣は、当該報告書を、その完成後 15 議会日以内に、連邦議会の両院に提出しなければならない。

#### 第 108 条 行政規則

- (1) 大臣は、制定法に基づく法的文書により（及び第 2 項に従い）、次に掲げる事項のいずれかについて規則（行政規則）を制定することができる。
  - (a) 当該行政規則により規定されることが、この法律で要求又は許可される事項
  - (b) この法律を執行し、又は効力を与えるために規定されることが必要又は便宜となる事項
- (2) 疑義回避のために規定すると、行政規則では、次に掲げる事項は行わない。
  - (a) 犯罪又は民事罰を創設すること。
  - (b) 次に掲げるいずれかについて権限を規定すること。
    - (i) 逮捕又は拘留
    - (ii) 立入り、搜索又は押収
  - (c) 税を課すこと。
  - (d) この法律における歳出に基づき、統合歳入基金から割り当てられるべき額を設定すること。
  - (e) この法律を改正すること。

（いび みえこ）